

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 会期の決定	4
議長の諸般報告	4
町長の行政報告	5
第3 報告第6号 専決処分の報告について	8
第4 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について	8
第5 報告第8号 水道事業会計継続費精算報告書について	9
第6 報告第9号 放棄した債権の報告について	9
第7 議案第48号 利府町消防団条例の一部を改正する条例で	9
第8 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等 の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
第9 議案第50号 令和6年度利府町一般会計補正予算	9
第10 議案第51号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	10
第11 議案第52号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算	10
第12 議案第53号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	10
第13 議案第54号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算	11
第14 議案第55号 財産の取得について	11
第15 議案第56号 権利の放棄について	11
第16 議案第57号 字の区域を変更することについて	11
第17 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	12
第18 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	12
第19 議案第60号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
第20 議案第61号 教育長の任命について	12

第21	議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について	12
第22	一般質問	16
小 淵 洋一郎 議員		17
1	天然の栈橋表松島「馬の背」について	
2	本町の熊対策について	
須 田 聡 宏 議員		35
1	町職員の業務効率化について	
2	小中学校教員の業務効率化について	
3	小中学校の1学級20名を目指して	
金 萬 文 雄 議員		52
1	現行の健康保険証廃止に伴う町の対応について	
2	加齢性難聴者への補聴器購入助成について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

令和6年9月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（15名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 涉 君		

欠席議員（1名）

16 番	鈴 木 忠 美 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第1日）

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 5 報告第 8 号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 6 報告第 9 号 放棄した債権の報告について
- 第 7 議案第48号 利府町消防団条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 9 議案第50号 令和6年度利府町一般会計補正予算
- 第10 議案第51号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第11 議案第52号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第53号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13 議案第54号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第14 議案第55号 財産の取得について
- 第15 議案第56号 権利の放棄について
- 第16 議案第57号 字の区域を変更することについて
- 第17 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 議案第60号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議案第61号 教育長の任命について

第21 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について

第22 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○副議長（鈴木晴子君） 皆様、おはようございます。

鈴木忠美議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまから令和6年9月利府町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木晴子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 土村秀俊君、9番 浅川紀明君を指名します。

日程第2 会期の決定

○副議長（鈴木晴子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりでございます。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、一般行政報告

○副議長（鈴木晴子君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

9月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係でございますが、7月26日、議会だより第194号を発行しております。

7月31日、環境大臣を表敬訪問し、議長と私、その他常任委員長4名が参加しております。

続いて、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係でございますが、6月26日から28日にかけて宮城黒川地方町村議会議長会議長視察研修が行われ、議長が北海道奈井江町や鷹栖町、江別市を視察しております。

7月18日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、自治功労表彰の推薦などについて協議が行われ、議長が出席しております。

7月18日、19日に町村議会議員講座が自治会館で開催され、議長と私をはじめ13名の議員及び事務局職員が出席しております。

8月9日、宮城県町村議会議員セミナーが加美町中新田文化会館で開催され、議長と私をはじめ13名の議員及び事務局職員が出席しております。

最後に、視察の受入れでございますが、7月4日、宮城県亙理町議会が来庁され、利府町版 m o b i について研修を行っております。

7月25日、富山県上市町議会が来庁され、青少年健全育成事業について研修を行っております。

8月20日、静岡県議会、天竜浜名湖鉄道の利活用促進・公共交通のありかたについての調査研究議員連盟が来庁され、A I 公共交通について研修を行っております。

以上、要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より、報告4件、認定7件、議案が15件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で、私の諸般報告を終わります。

次に、町長の行政報告があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、改めまして、おはようございます。

暦の上では暑さが峠を越し、秋に向かうところとなりますが、なかなか暑さが衰えない日々が続いております。また、台風を要因とする記録的大雨により各地で洪水や土砂災害も発生しており、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、8月のことでありますが、町内各所で夏祭りが開催され、各地区の皆様から御案内いただいたお祭りに参加いたしました。子供から大人まで多くの皆様に活気あふれる会場の様子を拝見でき、町の勢いを感じているところであります。これからの季節は、町主催のイベントだけではなく、各種スポーツ大会や文化、芸術など様々な催しが開催されることと思います。イベントをつくる人、見る人、参加する人、一人一人が主役となって関わっていただくことで、

本町が目指す「暮らしも心もゆたかになる町、利府町」の原点となるものであります。町民の皆様笑顔があふれる姿を楽しみにしています。

それでは、9月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、7月27日から8月12日に開催されたパリ2024オリンピックに関してですが、本町菅谷台出身の小林優吾選手がバドミントン男子ダブルスに出場しました。惜しくも予選リーグ敗退という結果になりましたが、町民の皆様がスポーツへの関心を高め、夢を抱けるような熱い戦いに感動と勇気をいただきました。

このオリンピックの開幕日となる7月27日には、本町が東京2020オリンピックの聖火リレー及びサッカー競技の開催地であったことを後世に伝え、パリオリンピックの機運をさらに盛り上げることを目的に、オリンピックレガシーイベントとして町内の清掃活動を実施いたしました。当日は、全国でランニングをしながら防犯活動を行っているパトラン J A P A Nのメンバーや利府高校生をはじめ町内外から約130名の幅広い世代の皆様に御参加いただき、スポーツのまち利府町を広く発信することができました。清掃活動終了後には、本町が現在取り組んでいるスポーツ流鏑馬やモータースポーツなど、「新たなスポーツ文化の創造」をテーマに、その魅力と可能性について理解を深めていただくための講話をいたしました。

また、6月6日には、球団創設20周年を迎える東北楽天ゴールデンイーグルスが今シーズンから開始した「TOHOKU SMILE ACTION」の一環として、銀次アンバサダーとアカデミーコーチ2名にしらかし台小学校へお越しいただき、児童との交流イベントが開催されました。当日は、バッティング体験やジェット風船飛ばしに参加した子供たちの笑顔と歓声で会場は大いに盛り上がりしました。

そして、6月23日には、利府町総合体育館を会場に第31回利府町ふるさとスポーツ祭を開催いたしました。当日は雨天開催となったことから、キンボールスポーツ及びバレーボールの屋内種目2競技のみの実施となりましたが、約100名の方々に御参加いただき、熱戦が繰り広げられました。

今後も、スポーツを通じて町民の皆様が交流を深める機会を創出するとともに、本町ならではのスポーツ文化の創造に取り組んでまいります。

続いて、都市基盤の整備に関してですが、新太子堂土地区画整理事業が竣工を迎え、事業区域内には良好な居住環境を備えた住宅地のほか、トヨタ関連の販売店やスーパーマーケットが開業し、さらには本町待望のビジネスホテルとして7月29日にホテルルートイン利府がオープンいたしました。このことは、本町の長年の課題であった宿泊客の受皿不足の解消につながる

ものであり、ビジネスや観光をはじめ様々なイベントなどで訪れる方のさらなる増加と地域経済の活性化や滞在型観光の促進に寄与するものと大いに期待しております。

また、岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業においても順調に宅地造成が進んでおり、一部地域においては住宅の建築が開始され、本年中には入居が開始される予定となっております。

今後も、単独市制移行に向けた市街地の拡大と人口増加を図るとともに、町民の皆様が快適で暮らしやすいまちづくりの推進に向け、引き続き良好な都市基盤の整備に努めてまいります。

次に、官民連携の取組に関してですが、7月1日に、町民の健康増進及び町民サービスの向上を図ることを目的として、大塚製薬株式会社東北支店と包括連携協定を締結いたしました。連携事業の第1弾として、クーリングシェルター用のポスターやのぼり旗を作成していただいたほか、児童館・児童クラブスタッフ向けの熱中症対策講座を実施していただき、スタッフ41名が熱中症対策アンバサダーの認定を受けました。

また、8月17日には、ユアテックスタジアム仙台において株式会社ベガルタ仙台と包括連携協定を締結し、当日はスタジアムに利府町PRブースを設置し、多くの来場者の方々に本町の魅力を発信することができました。

なお、連携協定の締結に先立ち、6月30日には、元ベガルタ仙台選手の梁勇基さんと富田晋伍さんをお迎えし、青山小学校で防災サッカー教室を開催いたしました。当日は、町内在住の親子51組102名に御参加いただき、サッカーと防災を関連づけたプログラムを体験することにより、サッカー技術の向上だけでなく、防災意識の高揚にもつながる有意義なイベントとなりました。

続いて、防災対策に関してですが、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るため、6月16日に、利府第二小学校を会場として「6. 1 2 総合防災訓練」を実施いたしました。本訓練では、火災発生による濃煙体験訓練や初期消火訓練のほか、ペット同行避難訓練を行い、地域住民の皆様をはじめ利府第二小学校の児童と保護者、教職員など556名の方々に御参加いただきました。引き続き、地域における防災体制の充実及び危機管理能力、災害対応力の強化を図り、安心安全なまちづくりを推進してまいります。

次に、広聴事業に関してですが、8月5日に、町内の小学校5・6年生を対象とした「こちら町長室」を実施いたしました。役場庁舎や議場、中央児童センター「ぺあくる」、郷土資料館を見学したほか、本町の観光資源である「馬の背」を歩くことで自分たちが住む町について学び、改めて魅力を発見する場となりました。

また、主権者教育の一環として模擬投票体験を実施し、次世代を担う子供たちが選挙の仕組みを学び、行政や議会への関心を深めるよい機会となりました。

最後に、教育振興に関してですが、子供たちが英語に触れ、楽しむとともに、異文化交流を深めながら英語力や学習意欲の向上を図ることを目的として、森郷キャンプ場においてイングリッシュキャンプを開催いたしました。本町では初めての開催となり、参加した町内27名の子供たちは、英語を使った様々なプログラムを通じて初対面の人とも積極的にコミュニケーションを取り合うなど、英語への親しみを深めつつ、学習意欲の向上につながる取組となりました。今後も、子供たちの学びの機会を創出するとともに、独自性の高い教育施策を推進してまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりでございますので、御覧をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 6号から

日程第21 議案第62号まで

○副議長（鈴木晴子君） 日程第3、報告第6号専決処分の報告についてから日程第21、議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告4件、議案15件について、順次説明申し上げます。

初めに、**報告第6号専決処分の報告について**でございますが、業務委託に係る消費税等の未払いがありましたことについて、当該法人において消費税等の申告に要した費用を町が負担することで相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、**報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率について**でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の意見をつけて報告するものであります。

本町の令和5年度の状況につきましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも別紙に記載のとおり、実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。

また、前年度と比較して、実質公債費比率、将来負担比率ともに数値が増加したものの、財政の早期健全化を図るべき基準を大きく下回っており、本町の財政状況は健全な状況であります。

次に、**報告第8号水道事業会計継続費精算報告書について**でございますが、継続費として設定しておりました原水調整槽設備更新事業が完了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

次に、**報告第9号放棄した債権の報告について**でございますが、しらかし台定住促進住宅の駐車場使用料及び水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものであります。

駐車場使用料につきましては、平成30年度の債権のうち、1件、1,000円を債権金額が取立て費用に満たないと理由により放棄したものであります。

水道料金につきましては、平成30年度から令和2年度までの債権のうち、17件、3万1,746円を債務者が行方不明等の理由により放棄したものであります。

次に、**議案第48号利府町消防団条例の一部を改正する条例**でございますが、消防団員の減少や頻発化する自然災害により団員の負担が増加していることから、消防団の入団要件を緩和し、団員の確保に努めるとともに、定数区分を令和3年度に実施した分団統合人員に合わせ、変更するものであります。

次に、**議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化することに伴い健康保険証が廃止されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第50号令和6年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億1,268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億5,013万1,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、児童クラブ運営業務事業をはじめとする2件を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、公園整備事業を追加し、公共施設等適正管理推進事業をはじめとする2件の限度額を変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明いたしますのでよろしくお

願います。

次に、議案第51号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5,473万3,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、財源調整として基金繰入金を758万8,000円減額するものであります。

7款繰越金につきましては、令和5年度の決算により760万6,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の7款諸支出金につきましては、令和5年度国庫支出金の精算により1万8,000円増額するものであります。

次に、議案第52号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に5,296万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億7,306万8,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、7款繰入金につきましては、令和5年度介護給付費負担金の精算に伴う財源調整等のため2,670万1,000円増額するものであります。

8款繰越金につきましては、令和5年度の決算により1,804万3,000円増額するものであります。

9款諸収入につきましては、過年度分業務委託に係る消費税等の返還金などとして778万9,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、過年度分業務委託に係る賠償金の支払い等のため32万3,000円増額するものであります。

7款諸支出金につきましては、令和5年度負担金などの精算に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加と令和5年度一般会計繰入金の精算などにより5,263万2,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2条の債務負担行為につきましては、自動車賃貸借事業を新たに設定するものであります。

次に、議案第53号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定

の歳入歳出予算の総額に732万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,380万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、令和5年度の決算により732万9,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年分の保険料の確定などにより732万9,000円増額するものであります。

次に、議案第54号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,294万1,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、2款財産収入につきましては、利率の高い定期預金への乗換えにより町営霊園等管理運営基金利子を1万1,000円増額するものであります。

4款繰越金につきましては、令和5年度の決算により50万4,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金積立金として51万5,000円増額するものであります。

次に、議案第55号財産の取得についてでございますが、本事業は、防災行政無線の改修に伴いIP通信網を活用した通信方法に変更することから、必要となる物品を取得するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、受注者を決定しております。

次に、議案第56号権利の放棄についてでございますが、業務委託に係る消費税等の過払いがありましたことについて、消費税等の更正の請求が可能な5年間を過ぎており、当該法人が国から消費税等の還付を受けることができないため、民法に基づく不当利得の返還請求をしないことから、地方自治法96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号字の区域を変更することについてでございますが、仙台市岩切羽黒前・利府町神谷沢土地区画整理事業の進展に伴い、同土地区画整理組合から換地処分に向けた当該事業区域内の字界の変更申請があり、この字界の変更につきましては、行政手続の合理的な運営に資すると考えることから、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

であります。

次に、議案第58号及び議案第59号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、瀧澤卓郎氏及び佐々木嘉行氏が今年の12月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き両名を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3人のうち、今月の30日で任期満了となります船山嘉明氏の後任の候補者として鈴木 禎氏を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第61号教育長の任命についてでございますが、今月の30日で任期満了となります本明陽一氏の後任として田邊晶子氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてでございますが、委員4名のうち、今月の30日で任期満了となります村松淳司氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案しております報告4件、議案15件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○副議長（鈴木晴子君） 次に、議案第50号令和6年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） それでは、議案第50号令和6年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから5ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正のうち、児童クラブ運営業務事業につきましては、令和6年度で業務委託期間が満了することから、令和7年度以降も引き続き児童クラブの円滑な運営を図っていくため追加するものであります。

同じく、中小企業に対する事業資金の融資に伴う損失補償につきましては、利府町中小企業振興資金融資制度において、中小企業振興資金預託金を6月補正予算で300万円増額したことに伴い、損失補償も増額する必要があることから追加するものであります。

次に、第3表地方債補正、1の追加につきましては、公園整備事業の起債メニューの変更及び新規事業に係る財源として新たに追加するものであります。

次に、2の変更につきましては、事業費の変更や国からの通知等によりそれぞれの限度額を変更するものであります。

9ページを御覧ください。

初めに、歳入であります。12款1項1目1節地方特例交付金420万8,000円及び13款1項1目1節普通交付税8,958万2,000円につきましては、本算定により交付額が決定したためそれぞれ増額するものであります。

次に、17款1項1目4節児童手当負担金1億4,795万4,000円につきましては、児童手当制度の拡充により増額するものであります。

次に、17款2項1目6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億4,664万8,000円につきましては、国の経済対策として実施する定額減税補足給付金について、対象者数が確定したことから増額するものであります。

10ページを御覧ください。

17款2項4目1節社会資本整備総合交付金500万円につきましては、歳出予算の8款4項3目14節工事請負費に計上しております館山公園トイレ改修工事費に対する交付金を増額するものであります。

同じく、17款2項6目1節観光振興事業費補助金533万3,000円につきましては、6月補正で利府町独自の観光資源・伝統を活用した周遊事業について観光コンテンツ造成支援事業費補助として500万円を計上しておりましたが、観光庁補助金の採択メニューの変更により地域観光新発見事業に事業名を変更するとともに、今回新たに、観光資源と食文化を融合した流鏑馬体験とガストロノミーによる地域観光新発見事業に対し、国から補助金が交付されることから増額するものであります。

11ページを御覧ください。

20款1項1目1節一般寄附金500万円につきましては、今回新たに、歳出予算の7款1項3目に計上しておりますお試し移住体験住宅の改修費用に充当するため、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金の募集を行うことから増額するものであります。

次に、21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取崩し額から2億3,299万7,000円を減額するものであります。

同じく、21款2項7目1節ふるさと応援寄附基金繰入金につきましては、商工観光事業に充

当するため931万5,000円を増額するものであります。

12ページを御覧ください。

22款1項1目1節前年度繰越金2億9,119万7,000円につきましては、令和5年度決算の確定により令和6年度に繰り越すものであります。

23款4項3目10節二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金750万円につきましては、歳出予算の4款1項7目に計上しております公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に対し、補助金が交付されることから計上するものであります。

24款1項1目3節公共施設等適正管理推進事業債4,350万円につきましては、老朽化に加え、有害性の高いアスベストを含有していることが判明した旧十符の里プラザ倉庫等の解体工事の財源として活用するため増額するものであります。

同じく、24款1項5目2節公共施設等適正管理推進事業債1,800万円につきましては、都市公園遊具更新事業において、地方債メニューの変更により公園整備事業債へ組替えを行うことから減額するものであります。

また、同じく、4節公園整備事業債2,250万円につきましては、都市公園遊具更新事業の組替え及び館山公園トイレ整備事業分の増額を行うものであります。

同じく、7目1節臨時財政対策債3,400万円につきましては、普通交付税の本算定により借入額が決定したことから減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費14節工事請負費5,065万9,000円につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、旧十符の里プラザ倉庫等解体工事や庁舎関連の修繕工事を実施するため増額するものであります。

同じく、6目情報政策費12節委託料1,523万6,000円につきましては、ペーパーレス促進のため、未設置となっている庁舎内の執務室や保健福祉センターへL G W A Nネットワークの無線L A N環境を構築するため増額するものであります。

17ページを御覧ください。

3款1項9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業費18節負担金、補助及び交付金2億4,630万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、国の経済対策である定額減税補足給付金の対象者数の確定に伴い増額するものであります。

次に、3款2項2目児童手当費19節扶助費1億5,296万5,000円につきましては、歳入でも御

説明申し上げましたとおり、児童手当制度の拡充のため増額するものであります。

18ページを御覧ください。

3款2項5目保育所費14節工事請負費1,188万4,000円につきましては、菅谷台保育所保育室のカーテン交換工事や遊戯室の空調設備設置工事に係る費用を増額するものであります。

同じく、8目児童福祉施設費12節委託料226万6,000円につきましては、利府小児童クラブの配慮を必要とする児童数が増加したことにより増額するものであります。

次に、4款1項7目保健衛生費12節委託料1,000万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、公共施設への太陽光発電設備の設置に係る可能性調査を実施するため増額するものであります。

19ページを御覧ください。

6款1項4目農地維持費14節工事請負費608万円につきましては、農道や水路の修繕工事を実施するため増額するものであります。

次に、7款1項2目観光費18節負担金、補助及び交付金533万3,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、観光庁補助金の採択メニューの変更により財源の組替えを行うとともに、新たに観光資源と食文化を融合した流鏑馬体験とガストロノミーによる地域観光新発見事業分を増額するものであります。

20ページを御覧ください。

7款1項3目地域振興費2,355万3,000円につきましては、ふるさと応援寄附金のさらなる獲得に向けたポータルサイト導入手数料、ふるさと納税の市場拡大に係る広告掲載業務委託料のほか、半導体関連産業の進出に伴う移住者に向けたPR動画作成業務委託料やお試し移住体験住宅の改修費用及び運営費用などを増額するものであります。

21ページを御覧ください。

8款2項1目道路維持費3,282万円につきましては、町道や生活道路の除草、支障木等の伐採や劣化箇所の補修に係る要望件数の増加に伴い、委託料と工事請負費を増額するとともに、新幹線車両基地と交差する町道新江湊西谷地線のアンダーパスについて、防犯上の観点から壁面への落書きの除去や防犯カメラの設置を行うため修繕工事費用を増額するものであります。

22ページを御覧ください。

8款4項3目公園管理費12節委託料650万円につきましては、緑地の除草や支障木の剪定等に要する要望件数の増加に伴い増額するものであります。

同じく、14節工事請負費1,562万円につきましては、公園遊具・ベンチ等の補修や沢乙字深山

地内の緑地のり面の補修工事費用、さらには、歳入でも申し上げましたとおり、館山公園トイレ改修工事に係る費用を増額するものであります。

次に、8款5項1目住宅管理費14節工事請負費283万7,000円につきましては、来年度から着工を予定しております町営八幡崎住宅の建て替えに伴い、入居者の方々に一時的な移転をしていただくため、移転先となる空き家の補修費用を増額するものであります。

23ページを御覧ください。

10款2項3目学校施設費10節需用費のうち修繕料435万6,000円につきましては、児童が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の損傷箇所を早期に修繕する必要があるため増額するものであります。

同じく、12節委託料150万8,000円につきましては、学校施設内の高木剪定が必要なため増額するものであります。

24ページを御覧ください。

10款3項3目学校施設費10節需用費のうち修繕料227万8,000円につきましては、小学校費と同様に、学校施設の損傷箇所を早期に修繕する必要があるため増額するものであります。

同じく、14節工事請負費129万8,000円につきましては、しらかし台中学校のパソコン教室の空調設備に不具合が生じていることから、その改修に係る費用を増額するものであります。

最後に、10款4項5目文化交流センター運営事業費14節工事請負費92万4,000円につきましては、碎石敷きの駐車場について、開館以降の利用によりわだちが生じていることから、その整地に係る費用を増額するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時ゼロ分いたします。

午前10時46分 休 憩

午前11時00分 再 開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 一般質問

○副議長（鈴木晴子君） 日程第22、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは6名であります。通告順に発言を許します。

11番 小渕洋一郎君の一般質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

〔11番 小渕洋一郎君 登壇〕

○11番（小渕洋一郎君） 自由民主党、虹の小渕洋一郎でございます。

1年前を思い起こせば、利府町議会議員選挙が行われ、各候補者は公約を掲げ、自分の主張を訴え、選挙戦を戦ってまいりました。あの情熱はどこに行ったのか。あの情熱を持って一般質問を積極的にやっていただきたい。

それでは、今回通告しております天然の栈橋表松島「馬の背」について及び本町の熊対策について、2点質問いたします。

1、天然の栈橋表松島「馬の背」について。

町長及び当局関係職員の努力が実を結び、天然の栈橋表松島馬の背が週刊誌やSNSで取り上げられ、今では利府町の名所となっております。地元の方々に伺うと、子供の頃に馬の背の突端まで行って釣りをして遊んだところが、これほどまでに有名になり、多くの観光客が訪れるとは思ってもいなかったと言葉が返ってきました。

今や全国的な景勝地となり、1日に訪れる観光客もかなり多くいます。私が8月15日、現地を調べに行った際も、遊歩道入り口近くのロータリーには駐車した車でいっぱいとなり、周辺の路上に他県ナンバーの車、レンタカー等が多く駐車されていました。

本町が整備した遊歩道の階段を下り、途中、木の根の上がった歩きづらい斜面を下りると、馬の背が一望できる広場に多くの人が集まっていました。それは、馬の背で幅が狭くなっている箇所ですれ違いができないため、その往来を待つ人で停滞していたためでした。

多くの関係者が馬の背を訪れ、利府町の交流人口が増え、町が全国的に有名になったことを喜ぶべきと考えますが、天然の栈橋馬の背の将来を考え、以下について伺います。

絶景と言われる「馬の背」の交流人口の拡大と保全について、どのように考えているか。

（2）「馬の背」に至る道路の安全対策はどう考えているか。

（3）現在整備中の駐車場は今後どのようなになるのか。

（4）3月定例会一般質問で、「馬の背」に関わる「安全対策」についての答弁がありましたが、特に浮き輪の配置、はしごの整備は、どうなっているのか。

（5）本町として「馬の背」の観光客をいかにつなぎ止めるのか。

2、本町の熊対策について。

東北各地で熊の目撃情報、熊による人的被害が発生する中、宮城県は6月28日、県内各地で

179件に上る熊の目撃情報が寄せられている現状を踏まえて「クマ出没警報」を発令しました。これは過去5年間の6月の平均139件と比べ3割ほど多くなっていること、7月に入り熊の出没が多くなることを踏まえての発令です。

幸いにして、現在までに宮城県内における熊による人身被害は報告されていません。東北各県では熊に襲われて重傷者も出ています。8月13日の朝には、秋田県横手市で85歳の男性が農作業中に熊に襲われ、腹部、顔、腕などを負傷する事案も発生しております。

利府町では、今年に入って、4月18日に赤沼地区、6月16日、また8月1日には菅谷字館（グランディ・21敷地内）で目撃情報が寄せられています。重大な人的被害の発生を未然に防ぐことが重要と考えますので、以下について伺います。

- （１）「熊の目撃情報」の入手及び伝達要領（連絡体制）は、どうなっているか。
- （２）「熊による人的被害」が発生した場合、本町の対応要領はどうなっているか。
- （３）町として、熊の被害防止対策をどのように行っているか。

以上、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、天然の栈橋表松島「馬の背」について、2、本町の熊対策について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小渕洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の天然の栈橋表松島「馬の背」についてお答え申し上げます。

まず、（１）の「馬の背」の交流人口の拡大と保全についてでございますが、自然が生み出した美しい景観の馬の背を積極的に発信してきたところ、様々なメディアに取り上げていただいたことにより、多くの方々が訪れる場所となっております。こうした観光スポットへの来訪による交流人口の拡大は、地域経済の活性化を一層推進する重要な役割を果たすものと捉えておりますので、引き続き、馬の背を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

一方で、馬の背の保全につきましては、波による浸食や風による風化はもちろんのこと、年数の経過や多くの観光客が訪れることにより、土が削られ、観光資源が損なわれることは本町にとって大きな損失であることから、馬の背の管理者である県や文化庁と連携し、適切な管理を行いながら、交流人口の拡大と馬の背の保全を両立していきたいと考えております。

次に、（２）の「馬の背」に至る道路の安全対策についてでございますが、幅員が狭い上にカーブが連続しており、運転者はもとより、歩行者の安全確保が必要であると認識しております。このことから、安全運転の啓発とともに、管理者である県に安全対策について要望

していきたいと考えております。

次に、（３）の現在整備中の駐車場についてでございますが、馬の背周辺のロータリー箇所以外にも路上駐車が見受けられることから、県と共同して約30台分の駐車場整備を進めているところであります。現在、県では盛土工事が完了し、側溝の敷設工事を進めているところであります。その後、町で駐車場の舗装工事を行い、最後に県で転落防止柵の設置工事を行うこととしており、今年度中に完了する予定となっております。

次に、（４）の浮き輪の配置やはしごの整備についてでございますが、現在、特別名勝松島観光環境整備実施設計業務において文化庁や県と協議しているところであり、議員御質問の浮き輪などの救命具やはしごの整備、また、注意喚起等の標示なども盛り込んでいくこととしております。整備につきましては、設計業務が完了した後、予算計上や契約手続など、着工に向けた事務を順次進めてまいります。

次に、（５）の「馬の背」の観光客をいかにしてつなぎ止めるかについてでございますが、これまで本町は仙台から松島に向かう方々に通過される状況にありました。近年、大型ショッピングセンターをはじめとする多くの商業施設が開業していることにより、本町を目的にお越しいただくようになりました。また、今年の7月には新たなビジネスホテルが開業したことから、馬の背のみならず、本町の魅力ある観光コンテンツを積極的にPRし、より一層滞在型周遊観光の拡充に努めてまいります。

次に、第2点目の本町の熊対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の「熊の目撃情報」の入手及び連絡体制についてでございますが、情報の入手方法については、目撃した方から町に通報していただく場合や警察を介して情報が寄せられる場合が主なものとなっております。

その後の連絡体制につきましては、目撃された場所に隣接する行政区の区長や近隣の教育施設、保育施設等の関係機関に情報を提供するとともに、LINEや町のホームページを活用し、町民の周知や注意喚起を行っております。さらに、目撃箇所が住宅地などで人的被害が及ぶ危険性がある場合につきましては、防災無線による周知や巡回パトロール、おりの設置を行っているところであります。

次に、（２）の「熊による人的被害」が発生した場合の対応についてでございますが、町が策定している利府町鳥獣被害防止計画に基づき、宮城県、警察、消防などの関係機関へ連絡するとともに、宮城県猟友会塩釜支部で構成する利府町鳥獣被害対策実施隊に出動を要請し、被害が拡大しないよう各関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

最後に、（３）の熊の被害防止対策についてでございますが、熊の餌となる果実や野菜などの誘引物を人家周辺に放置しないように注意喚起を行うとともに、熊の目撃情報が多数寄せられている地域においては、熊が嫌う忌避剤や熊鈴を設置し、人と熊とのすみ分けを図ることで町民の安全確保に努めているところでございます。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、順次再質問をしていきます。

１、天然の栈橋表松島「馬の背」について、（１）、馬の背は宮城県の管理下となっていることを踏まえ、利府町としてできることを質問してまいります。

交流人口の拡大を推し進め、馬の背に訪れる観光客は今以上に増えていくことでしょう。そして、訪れる観光客は、必ずと言ってよいほど馬の背の突端まで歩いていくことと思います。当局として、この観光客を無制限に馬の背の突端まで行かせることをどう考えているのか、もう一度伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

現在、馬の背の先端まで観光客を行かせるのはどうかということだと思っておりますけれども、今のところ、そこを止めるというような考えはございません。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今の答弁では、止める考えはないということだったんですけれども、私は、この問題を取り上げるために、今年２月から浜田地区の有識者の方々から御意見を伺ってまいりました。その全ての方々から言われたことが、今のように多くの観光客が馬の背に来てくれることは地元としてうれしいと思う一方、多くの人が馬の背を歩いて突端まで行くことにより、将来的にあのもろい凝灰岩の地面が崩れてしまう、先ほども言いましたが、風化されていくというところと人的要因によって崩れてしまうという懸念があります。一部の方からは、馬の背の下草がなくなったように、現在生えている松が、人が歩くことにより根が踏みつけられ、松の生育を阻害していると指摘されております。当局はこの２つの指摘に対してどう考えておりますか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えします。

今、馬の背の人が歩いて土が崩れる、そしてあと松が枯れていくというようなことについて

どうかというような御質問かと思えます。

当然、保全は大事であり、そのようなことのないようにしていきたいというふうに考えております。今のところ馬の背の先端に対して歩くものに対して、ちょっとそちらを規制するという考えはないというようにお話でございしますが、今管理下にある宮城県とも御相談させていただき、どのような方法で馬の背の今の現状を保っていただけるか、宮城県、そして文化庁などと連携して、どのような策がいいのか検討していければと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 利府町の財産となっております。現状を考えると、将来にわたり馬の背を持続可能な観光名所として存続させるのであれば、馬の背が一望できる陸地から天然の栈橋が始まる地点に柵と注意喚起の標識を立て、突端まで行けないようにする、立入禁止にする、馬の背の景観を保全するべきと考えます。いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

議員、今、御提案の柵を設置する等というような御意見も一つの手法だと思っております。また、今現在、宮城県や文化庁とは意見交換等は特にしていない段階ではありますが、例えば、入場料を徴収して、そのお金で持続的に保全対策を講じていくことや、例えば、馬の背自体に直接的な工法を施して保全していく方法などもございますので、その辺は先進事例なんかもありますので、宮城県や文化庁と連携しながら、それも併せて考えていければと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） よく考えていただければと思います。

馬の背が突端まで行けなくなってしまうと、観光客の中に「残念だ」という声上がるかもしれません。その解決策として、ハマスカ夏まつり、キャンドルナイト等の地元のお祭りに合わせて馬の背を歩ける日を設定し、宮城県松島公園管理事務所管理下で人員を配置して開放するのもよいと考えます。開放日を設けることによりハマスカのお祭りに観光客が流れていく、また、浜田の宿泊施設も利用していただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、小渕議員が御提案した内容についても併せて検討できればと思います。どの手法がいいのか、そこは宮城県もしくは文化庁と連携しながら検討していければと思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、次に移ります。

馬の背に至る道路の安全対策について質問してまいります。

観光客への安全運転の啓発、県に安全対策を要望とは、具体的にどういうことを言っているのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

馬の背の安全の周知ということでございますが、今現在、浦嶋荘のところに電動キックボードを設置しております。車の安全の周知ということとはまた別かもしれませんが、電動キックボードを乗る際には、安全にということでヘルメットもしくは肘当て、膝当てを用意したりしているところでございます。当然、キックボード乗る際には登録するんですけれども、その際にも安全のルールを入力して、それで正解しないとキックボードが走らないというような仕組みにもなっておりますので、その辺では安全の周知をしているということでございます。

車の安全につきましては、当然、道路交通法もありますので、そちらを遵守してもらえればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 当局も承知していることだとは思いますが、この道路は旧国道45号線、現在は松島公園管理事務所の管理道路として県管理となっております。道路は狭く、両側の木々は鬱蒼と茂り、対向車とすれ違いをするときに危険を感じる箇所もあります。当局は、この道路に交通標識が設置されていないことを御存じでしたか、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

私たちも馬の背には何度も通っておりますので、そちらには標識はなかったかということで確認しております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 私も何回も現地を確認して、カーブミラーはあるものの、速度制限標識、駐停車禁止標識、警音を鳴らせ等の交通標識は全くありませんでした。県管理の道路なので事故防止のため交通標識を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

馬の背の前の道路は宮城県が管理している道路でございます。宮城県の県立自然公園松島を管理するための道路でありますので、そこに標識がちょっとつけられるのかどうかということとは、すみません、今のところちょっと、私はちょっと調べていないので分からないんですけれども、もしそこでそういうような標識がつけられるようであれば、県のほうに要望していければと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 交通事故等起こることを考えれば安全を優先すべきと考えますので、いろいろ調べて県のほうに要望を上げていただきたいと考えます。

では、当局として、この道路で過去5年間、交通事故が発生していることを把握しておりますか、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

こちらのほうの道路で、5年間で今、事故が起きているか、把握しているかということでございますが、町のほうにどうか、うちらほうの経済産業部のほうにはちょっと情報が入ってきておりませんで、このことについては把握していないところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 実は私、所轄の塩釜警察署交通課に行ってこの道路の交通事故発生状況を確認してきたところ、2019年1月1日から2024年7月31日、今年までの間に5件の交通事故が発生しております。単独事故として処理はされているものの、防護柵に衝突、ガードレールに衝突、そのほかすれ違い時にも接触事故が発生しております。対向車が速いスピードで走行してくる現状、すれ違いに危険を感じる狭い箇所があるようでは安全な観光地とは言えるでしょうか。また、この道路は歩行者、自転車、電動キックボードの利用の観光者もおります。

私は、旅館、飲食店の利用に支障を来さないように、田里津庵まで従来どおりの通行とし、

田里津庵から先を一方通行とすることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

安全を守るためには一方通行というのもしかしてよい手段なのかなとは思いますが、先ほども言っていますとおり、こちらは宮城県の管理道路になっております。宮城県のほうに、どのような手段で、どのようなやり方で安全を守れるのか、併せて要望していければと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 安全優先ということで、県のほうに要望をしていただきたい。

（3）に移ります。

現在整備中の駐車場は今後どのようなことになるかというところでありますけれども、側溝を配置し、そして舗装して、工事を再開したら今年度中に完成するということでありましたが、この駐車場の整備計画にはトイレの設置が盛り込まれていないと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今のところトイレの設置については整備計画の中には入っておりません。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 整備計画に入っていないということで、ちょっと残念に思うんですが、実は私、馬の背では携帯電話の電波状況が悪いというお話を聞いたので、急遽8月30日、台風10号の影響のある中、馬の背に行ってきました。あの悪天候の中、馬の背に訪れる方にお会いしましたので、来られたところを伺ったところ、大阪から来ました、また別の方は東京から来ましたという返事が返ってきました。このように全国各地から観光客が訪れる名勝となっております。駐車場にトイレがない。ちょっと問題かと思いますので、検討のほういただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

トイレの設置をしてみてもいかがかというような御質問だと思います。

当然、観光客の利便性を考慮すれば、トイレの設置をされるというのは望ましいと考えてお

ります。しかしながら、町で設置した場合でございますが、整備費及び維持管理費の負担、そして防犯上の安全管理などを講じていく必要があるかと考えておりますので、十分考慮した上で設置については検討していければとは考えております。

ただ、こちらのほうの管理は、先ほどから言っているように、宮城県になります。県の松島公園管理事務所が所管となっているということもございますので、宮城県のほうにはトイレを要望しているところでございますので、まずはそちらが第一弾ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 県への要望をよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、4の馬の背に関わる安全対策、浮き輪、はしご等について質問していきます。

馬の背に関して、SNS上でこう言われております。

観光スポットといえど、待っていたのは緊張感を覚える足場の悪さ、足腰に不安のある方には正直危ないのでお勧めできない。立入禁止ではないが渡るのは危険、眺めるだけにしたい。観光用に整備されていないため手すりはなく、渡るのは危険です。なるべく離れたところから御覧ください。周囲には建物はなく、人手の少ない穴場ですが、万が一、海に落ちた場合、すぐに助けが来る保証はありません。できれば離れた場所から景色を楽しんでください。

これらSNS上で投稿が出ております。

この投稿を聞いて、当局はどう感じるか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今SNSの投稿で、危険だというようなこと、そして遠くから眺めたほうがいいのかというようなことなど、SNSで投稿されたということでございます。

今まさに、馬の背に渡るところは細くなっておりますし、怖いという方も確かにいらっしゃるだろうというふうに考えております。それを踏まえて、今、松島観光環境整備等実施設計業務を行って、そういう不安を払拭していければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 私が現地を調査した8月13日も多くの観光客が来ておりました。足元を見れば、サンダル履き、そしてかかとの広いハイヒールを履いている方もおりました。突端

まで行って戻ってくる。こんな場面で足を滑らせる、転倒する危険を感じました。あれだけ多くの観光客が来られ、いつ転落事故が起こっても不思議ではありません。計画に盛り込んで配置するのではなく、多くの観光者が訪れている現状を踏まえ、速やかに配置すべき、待ったなしです。命を優先すべきではないでしょうか。速やかに浮き輪を配置することを申し上げます。

いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

安全には待ったなしというようなことでございます。今、先ほども言っているように、ちょっと松島観光の環境整備等実施設計業務で県と今は協議している最中でございます。どのようにしたら安全なものを配備できる、設置の配備をできるのか、そして、景観に配慮したところも併せて検討しているということでございます。確かに一日でも早くつけられれば命が守られるということでございますので、県のほうの協議のほうをもう少しスピードアップしてやればと。なかなかちょっと回答が返ってこないというのが現状でございますので、その辺は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 私は泳ぎには多少自信があります。もし馬の背で足を滑らせ転落した場合、転落したところからははい上がりません。また、近くの陸地にも、泳いで行っても上がるような場所はございません。転落した場合、多くの人はパニックになってしまうと思います。

特別名勝松島観光環境整備実施計画にはしごの整備を盛り込んでと言われておりますが、景観に配慮した整備はなかなか難しいと考えます。どのようなはしご、どのように配備するのか、現在その構想があれば教えていただきたい。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

はしごの整備でございますが、今、馬の背の突端から根元までで2か所から3か所ぐらい縄ばしごを整備する予定になっているんですけれども、その縄ばしごというのは、ボックスみたいな形のものに入っていて、それが非常時にはしごが出せるというような仕組みになるものの設置を検討しているというところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 観光客が1人で行った場合、上のほうで箱に入っているはしが落ちてこないということになりますので、常時はしごは下ろしておくようなほうが安全かと思います。はしごの整備は、景観を考えるとなかなか難しいこととなります。相当な時間検討しなければいけないと思いますが、繰返しとなりますが、冒頭（1）で述べたとおり、馬の背が一望できる陸地から栈橋の始まる場所に柵を立て、立入禁止にすることで安全対策と環境保全が確立でき、はしごの整備は必要がなくなると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

小渕議員がお話いただいた柵の設置というのも、先ほども言いました一つの手段の提案だと思って聞いております。

馬の背の先端まで、私個人のちょっと感想になるかもしれませんが、馬の背の先端に行って、右手に例えば筭島、向かいには在城島、左手には箕輪島が見えるような風景があります。馬の背の姿だけ見るのであれば麓だけでよろしいのかなと思ったりはしますが、私が先ほど言った、ちょっと感想で言わせていただいたそういう風景というのは、馬の背の先端まで行かないと見えない風景ではあります。

ただ、先ほども言った交流人口の拡大、そして保全是、両方やっていきたいと考えておりますので、今その手すりがいいとか悪いとかということではなく、宮城県、そして文化庁と協力して、どのような形がいいのか検討していければと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、（5）のほうに移りたいと思います。

多くの商業施設やビジネスホテルが開業したことから、馬の背のみならず、本町の魅力ある観光コンテンツを積極的にPRし、滞在型周遊観光の拡充に努めていくと言われましたが、具体的にどのようなことをするのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

現在、現在というか、7月にビジネスホテルが開業されました。約200室のホテルということで、利府町には待望の施設となっております。

現在利府町に訪れるお客様というのが、多分この利府だけを見ているのではなくて、仙台市、松島、塩竈、多賀城など周辺の観光も兼ねているのではないかなというふうに考えており

ます。現在、そういうような主要なところに利府町のほうではパンフレットを配架しております。例えば、秋保温泉、そして鳴子温泉、松島のホテル、全部のホテルではないんですけれども、そういうところにパンフレットなんかを配架して、利府町のほうに来たお客様は当然利府町でなんですけれども、仙台市や塩竈を訪れたお客様も利府に回ってもらうような、利府町だけで周遊ということもなかなか難しいこともありますので、広域で周遊型観光を現在図っているというところがございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 周遊型観光を図っていく、かなりいいと思います。

私が言いたかったことは、馬の背に来られた観光客が本町に利益をもたらすことを考えていただきたいということです。

以前、浜田地区に道の駅構想がありましたが、それは立ち消えになってしまったのでしょうか、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。答えられるようでしたら、経済産業部長、お答えください。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

道の駅、（仮称）浜田復興交流センターとその当時呼んで進めていた案件かと思います。これまで浜田漁港背後地、そちらが都市計画上、市街化調整区域ということで、なかなか進まない状況ではございましたが、昨年12月、浜田地区計画を都市計画決定したことによって、いろいろな、いろいろなというか、そこに色をつけた用途で物が建てられるようになりました。それを受けまして、今年9月、今月に（仮称）浜田地区まちづくり協議会というものを設立して、その中で復興交流センターの基本計画策定したんですけれども、そちらの基本計画を踏襲しつつ、地域コミュニティの維持や地域経済の活性化、そして地域の観光振興に資するような土地利用を検討するということになっておりますので、引き続き、復興交流センター自体のものが建てられるかどうかというのはまた別ですけれども、その意思を継いで、基本計画を踏襲しつつということで進んでいるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 地域経済の活性化、そして観光拠点ということであります。

浜田の地区の方々から言われているのが、コンビニエンスストアがないので生活に不便を感

じていると伺っております。その交流センター等にコンビニエンスストア等を入れていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君、観光客というところですね。今のは地元の皆さんの考えになりますが、どちらになりますか。

○11番（小渕洋一郎君） もう一度お願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 地元の皆さんの声、コンビニエンスストアというのは、ですね。観光客の方にコンビニエンスストアが必要ではないかという質問ですか。

○11番（小渕洋一郎君） そうです。（「手挙げて」の声あり）

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君、再度お願いいたします。

○11番（小渕洋一郎君） 地元の方々は生活、お店がないので不自由しているという話を伺っております。それで、観光施設等も考えるようであれば、私は道の駅というような概念で話していたんですけれども、その中にコンビニエンス機能のあった1コーナーを設けていただきたいということなんで伺っているんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） （5）番の質問は、観光客をいかにしてつなぎ止めるかという質問でありまして、地元の皆様の利便性向上というふうな部分は入っていないので……（「分かりました」の声あり）今の質問は当局が準備していないと思いますので御了承願いたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 道の駅と私はもう言っているんですけれども、観光拠点置いて、モーターボートによる……すみません、観光案内所も置いてやるのであれば、今もし馬の背に柵を設置した場合、突端まで歩いていけなくなると、海から馬の背、子馬を見るニーズも出てくると考えます。小型ボート等を巡らせてやるやり方もあると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今月、9月に、先ほども言いました、設置されます（仮称）浜田地区まちづくり協議会というのが、地元の住民が入った形で協議会が設立されます。先ほども言いましたように、その中で地域コミュニティーの維持、地域経済の活性化、地域の観光に資するような土地利用を図っていくというような中身でこの協議会で話し合われることになります。今、小渕議員からそのボート、小型ボートなんかというようなお話もありましたが、そういうものも含めて、施設をどういうものを建てるかだけではなくて、どういうふうにしたらこの浜田地区が活性化していくかということも併せてこの協議会で検討してまいりますので、一つの御提案としてそれは承

りたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 協議会を設立して検討していくという中で、小型ボートによる馬の背、子馬を含めた表松島島巡り、レンタサイクル、電動キックボードの貸出し、利府梨、ワカメ、カキ、ニホンミツバチの蜂蜜、リフコーラ、利府サイダー、利府ワイン等を販売するようにしたら地域の活性化も図れるし、利府に訪れた観光客も利府のお土産として購入していただけると考えます。検討してはいかがかと考えますが、繰り返しになりますので、これについては答弁結構です。

次に移りたいと思います。

2の本町の熊対策についてであります。

実は、この質問を取り上げた発端は、8月1日の熊の目撃情報が出されているにもかかわらず、目撃された場所のグランディ・21セントラルのスタッフに伝わっていなかったのもので、あえて取り上げました。

これが分かったのは、私はグランディ・21のフィットネス会員になっており、ほぼ毎日のようにジムとプールに通っております。8月2日にジムの受付の顔見知りのスタッフに敷地内で熊が目撃されたことを言ったところ、初耳との返事が返ってきました。次にプールの受付のスタッフに熊の話をしたところ、聞いていないとのことでした。これは事務所のほうからの連絡が行っていないのかと考えまして、事務所のほうに行き連絡について確認したところ、事務所のスタッフの方も聞いていなかったということです。町からの連絡が行かなかったかと思い、経済産業部に確認したところ、連絡しているとのことでしたので、改めて後日セントラル本部の事務所に伺い、8月1日の熊の目撃情報を確認したところ、通常は町から連絡が来ますが、8月の事案については連絡を受けていませんとの回答でした。

ここで重要なことは、情報が伝わらなかった原因を究明し、現在の連絡体制の改善を図ることと考えます。熊の目撃情報、被害情報の提供は、LINE等のほか、電話口頭で行っているのか、それともファクスによるものか、メール等で行っているのか、どのような連絡手段で伝達しているか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

通常、熊の目撃情報が出れば、その近隣の行政区長さん、そして、もしグランディで出れ

ばグランディのほうの管理事務所、そして近隣の小中学校、例えば菅谷台小学校などに電話にて御連絡をしております。

小淵議員が、先ほどプールとかそういうふうな事務の方に聞いたけれども、ちょっと聞いていなかったよというようなお話だったかと思うんですけれども、グランディのあの橋の付近ということで、もうあれだけ見てしまうと、そのグランディの橋の同列に見えたのかなというふうに感じてしまうと思うんですけれども、橋の下、橋から見て下ですね、山の本当麓というんでしょうか、山の中を歩いていたということもあって、もしかして管理事務所のほうが、そちらのほう利用者には影響のないところだというふうにももしかして理解して伝えていなかったのかもしれないと思いますので、ちょっとその中についての連絡は分かりませんが、利府町としては管理事務所にしっかりと電話で連絡しているということでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 原因、そういうことかもしれませんけれども、もし電話で口頭している場合、受領者の氏名、電話の受けた人の氏名を確認して、伝達時間を記録しておりますか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

時間等にまでは記録しているかどうかは定かではございませんけれども、担当の者が連絡しているということでございます。すみません、そちらのほう、こまいところまでは私もちょっと把握しておりませんでしたので、大変申し訳ありませんが、ちょっとお答えしかねるということでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 熊の人的被害というのは重大事案になりますので、ファクスで送った場合には、重要な内容であれば受信確認の電話をして行って届いたか確認する、電子メールであれば、開封通知ができるように設定をして送信するようにすべきと考えます。いずれの連絡手段であっても、相手が連絡を受領していることが確認できれば連絡漏れの防止につながりますので、必ず実行していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

小淵議員が今御提案いただきましたファクスもしくはメール、そういうものがあるかどうか

か。今電話で確かに上手に伝わっているというのが現状でございます。ただ、証拠がというようにところでのために、わざわざファクスにこちらのほうで記載して送るという作業よりも、緊急を要するのであれば電話連絡のほうが正直早いのかなと思うところもあります。どちらがいいのか、いろいろと検討できればと思います。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 連絡漏れがないように今後進めていただきたいと思います。

それでは、2に移りたいと思います。

熊による人的被害が発生した場合の話になります。

住民に被害が及ぶ危険性がある場合は、防災無線による周知や巡回パトロール等を行うとの答弁でしたが、防災無線は該当する行政区のみでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、該当するところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 熊による人的被害、これは重大な事案です。御存じのように、熊の行動範囲は広く、かつ、短時間で遠くへ移動いたします。人的被害が発生した場合、該当する行政区に限定した連絡だけでなく、町内全域に防災無線で伝達することが必要ではないかと考えます。また、巡回パトロールも該当する行政区のみでなく、拡大して広範囲に注意を喚起することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

防災無線の拡大範囲は、それは防災無線のシステムによって広げることは可能かと思いますので、もしそちらが有効であればそのようにしたいとは考えますが、熊は、たまたま目撃されているかどうかで、多分利府町内、熊は歩き回っているのではないかなというふうに感じております。その辺も、熊の目撃情報が出たから、その日、全町に防災無線を鳴らすほうがいいのか、その辺はいろいろ、例えば警察だったり、あとは担当のほうの防災のほうといろいろ御相談して、どの範囲がいいのかも含めて検討させていただければと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ちょっと私の言葉足らずだったんですけれども、目撃情報ではなく、人的被害が発生した場合、熊は興奮状態になっておりますので、かなり危険な状態ですので、これについては全町に対する防災無線での呼びかけをしていただきたいと思います。

では、（3）に移りたいと思います。

熊の被害防止対策についてなんですけれども、ゾーニングというようなことを言われております。平成29年9月の定例会で、私の一般質問の中で、安全安心なまちづくりを言いました。そこで熊の対策について触れております。当時、町はホームページで熊の出没の注意喚起が掲載されているだけでした。多くの方に周知するように申し上げたところ、担当課は速やかにリーフレットを作成して全世帯に配付していただきました。熊と人とのすみ分けが重要です。しばらくリーフレットの配付をしていないようですので、家庭保存版として全世帯へ配付するよう申し上げます。いかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

リーフレットは、そうですね、随分前に配付したきりです。もう5年、6年と配付していないところがございますので、そちらについては、熊の目撃情報、今年度は3件と少ない状況ではありますが、注意喚起を促す意味では重要なツールと考えておりますので、ちょっと町内会を通じて配付の方法を検討していければと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 熊は冬眠前に、秋になると住宅地に出没する可能性が大きくなります。熊を住宅地に近づけない策の徹底が必要だと思います。住宅地内の公園や空き地または空き家等で実をつける柿、栗、ドングリ等の木が放置状態の場合、町はどのような対策を取っているか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、公園のということですか。（「はい、公園の」の声あり）公園の中に生えている栗の木とか、柿の木ということですか。公園ですか。（「はい、公園とか空き地とか」の声あり）
お答えいたします。

公園の中の柿、栗というのは、私の知るところちょっと存在していないんじゃないかなとい

うふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 公園にはないということを確認できたので、これもいいかと思います。

住宅地に熊が近づく要因を排除することが大事です。実のなる木からの果実の早期収穫もしくは撤去、手入れのできない実のなる木の伐採等の検討ということで、町のほうには、空き地等で柿の木等があった場合、撤去できますでしょうか、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

空き地に栗の木、柿の木、そういうような実のつくものを撤去できるかというようなことだと思いますが、空き地には多分所有者がいるかと思います。利府町の所有であれば、そういう危険なものは速やかに対処するようなことも検討しなくてはいけないのかなとは思いますが、空き地であれば所有者おられると思いますので、その人をお願いして取ってもらったりというようなことになるのかなと思っております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 所有者がある地域の土地での木については、文書等で連絡を行い、木の実の早期収穫とか撤去を促すようにしていただきたいと思います。

今回、天然の栈橋表松島馬の背について及び本町の熊対策について、2点質問いたしました。特に馬の背は絶景と言われ、全国的に有名になり、全国各地から多くの観光客が訪れる名勝となっております。この利府町の財産を将来に残すことが私たちの責任と思っております。

今回、一般質問で取り上げる旨を浜田の方に申し上げたところ、次のようなメッセージを頂きました。

後世に残したい。景勝地にしたい。やり方によっては神秘的で謎めいた奇跡の場所にできます。安全面も含め、年に一度の御開帳、年に一度だけ歩ける馬の背。馬の背の先端の方向には天国に一番近い島と言われるニューカレドニアがあるというメッセージを頂いております。多くの方が利府町の財産、馬の背の将来について考えております。

また、浜田地区を通る国道45号線は、松島海岸から自転車、徒歩等で馬の背に来られる方もいるのが現状です。双観山東側入り口から馬の背東側入り口までの間、歩道がありません。大型車両が通り、交通量の多い期間です。とても危険な状態となっております。重大事故の発生

も懸念されます。また、馬の背周辺は携帯電話の電波事情も悪いと伺っております。何か事故が発生した場合、連絡が取れない事態が起こらないように、地元として声を上げ、改善を図り、安全な観光地、日本三景松島の見どころ、絶景天然の栈橋表松島馬の背を将来につなげていくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、11番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時ゼロ分といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 須田聡宏君の一般質問の発言を許します。須田聡宏君。

〔3番 須田聡宏君 登壇〕

○3番（須田聡宏君） 3番、チームリスペクト、須田聡宏です。

本日は一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、初めに、通告書のほうから読み上げたいと思います。

質問事項1、町職員の業務効率化について。

質問要旨、町職員の働き方の改善について、町の取組と今後の方針を伺います。

（1）町職員の会議、研修会について伺います。

①会議、研修会の内容は精選されているか。

②近年に削減または簡略化された会議や研修会はあるでしょうか。

③リモートまたはオンデマンド形式を選択できるよう配慮されているでしょうか。

④会議、研修会の主催者が県など町以外の団体であるとき、どのように改善を求めるのでしょうか。

⑤DX推進の観点から、現在までの取組の効果と今後の課題は何でしょうか。

続けて、2、小中学校教員の業務効率化について。

小中学校教員の働き方の改善について、町の取組と今後の方針を伺います。

（1）小中学校教員の会議、研修会についてお伺いします。

①会議、研修会の内容は精選されているでしょうか。

②近年に削減または簡略化された会議や研修会はあるでしょうか。

③リモートまたはオンデマンド形式を選択できるよう配慮されているでしょうか。

④会議、研修会の主催者が県など町以外の団体であるとき、どのように改善を求めるのでしょうか。

⑤D X推進の観点から、現在までの取組の効果と今後の課題は何でしょうか。

（2）D X推進の観点から、各自治体で教職員が使用しているシステムツール、パソコンなどの端末ですね、これを統一するよう働きかけてはどうか。

質問事項の3、小中学校の1学級20名を目指して。

小学校では令和7年度までに全学年35人学級を学級編制の標準とする。これは約40年ぶりの改正です。子供たちを取り巻く多くの課題解決に向けて、大きな一歩となると考えます。

しかし、それでも1学級の子供の人数は多いです。日本の小学校1学級における児童の平均人数は約23名、中学校では27名です。町内の小中学校の1学級当たりの人数は、多くの学級でこれらを上回っています。教員の働き方の改善という観点からも、1学級の人数を少なくすることはできないのか、町の考えを伺いたいと思います。

（1）1学級当たりの人数を減らすことのメリットとデメリットについてどうお考えになるでしょうか。

（2）中学2年、3年生の35人学級を実現することは可能なんでしょうか。

（3）教員の追加配属、加配といいます、を県に働きかけてはどうでしょうか。

（4）学級数が増えたとき、設備的な課題はあるでしょうか。

以上、御回答をお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、町職員の業務効率化については町長。2、小中学校教員の業務効率化について、3、小中学校の1学級20名を目指して、いずれも教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 須田聡宏議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の町職員の業務効率化についてお答え申し上げます。

（1）の町職員の会議、研修会についてでございますが、①から④までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

町職員の会議は、施策推進に当たり、意思決定を伴うものとして庁議や課長会議を定期的に開催しておりますが、付議事項がない場合は開催しないこととしております。また、これ以外の報告や伝達をするための内部会議につきましても、職員1人1台貸与しているパソコ

ンのシステム上で情報を共有しており、会議開催回数が大幅に削減しております。職員研修につきましても、利府町人材育成基本方針に基づき、各職務階層や業務において必要な能力を習得するために必要な研修を実施しているところでございます。

さらには、町が開催する会議や研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、リモートやオンデマンド形式での会議が増えたことから、現在は各執務室内にオンライン接続用の端末を配備し、リモート会議が開催しやすい環境を整備しているところです。

また、国や県が実施する説明会等につきましても、リモートやオンデマンド形式での開催が主流になっており、職員も会議に出席するために移動する時間が削減されるなど、業務の効率化や職員の負担の軽減が図られているものと考えております。

一方で、内容によっては対面による会議や研修を実施しておりますが、直接コミュニケーションを取ることができることから議論が活発になるなどのメリットもありますので、対面による参加とリモートによる参加を選択可能とするなど、多様な参加方法について、会議等を主催する団体に対し必要に応じて要望してまいります。

次に、⑤のD X推進の効果と今後の課題についてでございますが、効果としては、電子決裁システムや無線LANの導入によるペーパーレス化に伴い、資料印刷などに係る時間や労力、経費の縮減など、業務の効率化が図られているものと考えております。

今後の課題といたしましては、自治体D Xを推進するためには、全ての行政部門でデジタル人材の確保が必要であり、職員一人一人がD Xの基本となる知識の習得と活用をすることが求められております。

こうしたことから、現在、企業から専門職員に出向いただき、職員へのD X研修の開催や各種システムの紹介など、行政事務の業務効率化や町民サービス向上に向け、人材育成にも御尽力いただいております。

また、今年度より、宮城県、さらには民間企業に町職員を派遣し、専門的なデジタル人材育成にも努めているところでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番 須田聡宏議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の小中学校教員の業務効率化についてお答え申し上げます。

初めに、（1）の小中学校教員の会議、研修会についてでございますが、議員御承知のとおり、平成31年1月の中央教育審議会からの答申を踏まえ、同年3月の国からの通知により、

教職員の学校における働き方改革が求められております。以後、校長会や教頭会で周知するなど、取組の徹底に努めているところであります。

まず、①の会議、研修会の内容の精査についてでございますが、毎年度内容の見直しを行い、効率的な会議運営に努めているところでございます。

次に、②の近年に削減または簡略化された会議や研修会はあるかについてでございますが、町教育委員会主催の教職員に関する各種研修のうち、今年度においては、情報教育指導員会議と教科等指導員会議を合同開催とし、会場校以外の8校はオンラインでの参加としております。また、情報教育指導員会議・教科等指導員会議・英語教育指導員会議の3会議を合同開催とし、教育ソフトの活用研修をオンラインで実施するなど、削減や簡略化に努めております。

次に、③のリモートまたはオンデマンド形式を選択できるように配慮しているかについてでございますが、会議の内容に応じて対面またはオンライン会議を組み合わせで開催しております。また、オンデマンド配信は現在のところ実施しておりません。

次に、④の会議、研修会の主催者が県など町以外の団体であるとき、どのように改善を求めるかについてでございますが、研修の性質上、対面で行うものもございしますが、国や県で主催する研修会や会議等は、既にオンライン会議やオンデマンド配信等が主流となっております。

次に、⑤の現在までの取組の効果と今後の課題についてでございますが、オンライン会議の実施により、研修会実施校以外の学校においても研修を聴講することができ、知見を深める機会が増えております。

今後の課題といたしましては、教職員一人一人のデジタルスキルの向上や学校全体のDX推進が挙げられております。

次に、（２）のDX推進の観点から、各自治体で教職員が使用しているシステムツールを統一するよう働きかけてはどうかについてでございますが、各自治体が現状や規模等に即してシステムツールを導入しているところであり、現在のところ不便を感じていないことからシステムツールの統一については考えておりません。

次に、第3点目の小中学校の1学級20名を目指してについてお答え申し上げます。

まず、（１）の1学級当たりの人数を減らすことのメリットとデメリットについてどう考えるかについてでございますが、メリットといたしましては、一般的には、より先生の目が行き届き、学級全体の状況の把握や児童生徒一人一人にきめ細やかな指導を行うことが期待

できるものと考えております。また、デメリットについてでございますが、主に、学び合い・深め合い・高め合いの機会が減ってしまうことなどが挙げられると考えております。

次に、（２）の中学校２、３年生の35人学級を実現することは可能かについてでございますが、公立学校の学級編制は国により定められているものであり、教職員不足や財政確保の観点からも町独自で実現することは困難であると考えております。

次に、（３）の教員の追加配属を県に働きかけてはどうかについてでございますが、各学校からの要望により、各市町村教育委員会から管内の教育事務所を通じて県に伝えているところでございます。

次に、（４）の学級数が増えたときの設備的な課題についてでございますが、仮に20人学級を想定した場合は、教室の不足が生じる学校も出てくるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。須田聡宏君。

○３番（須田聡宏君） それでは、今お答えいただいた内容について、追加の質問をさせていただきます。

まず、質問事項の１です。

町職員の業務効率化についてなんですけれども、まとめてお話しいただきましたので、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

パソコンのシステム上で情報を共有して、開催回数を、会議等の回数を大幅に削減しているというふうにありましたけれども、大幅というのは、もう半数以上というふうに捉えてもよいのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

大幅に削減、通常、説明であったり報告であったりというものを、その場を設けながらやっていたものを、今庁内で我々が内部系で使用していますシステム上で掲示板に掲載したり、閲覧機能を使うことによって大幅に削減をしているというような状況でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○３番（須田聡宏君） それでは、工夫によってそれだけ削減できているということで受け取りたいと思います。

リモートの会議が増えて環境も整えられているということは、大変素晴らしいことだと思います。その実感として、労力、それからそれにかかる時間、印刷の時間ですね、紙やインクな

どの消耗品の削減につながっている、これは確実に言えることでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

数制的なものではちょっとお答えすることはできないんですが、今までですと、例えば、仙台に行って会議に出席するとか、そういったものが全てリモートによることによって移動時間とか、そういったものが削減されています。あとはペーパー部分も印刷することなく、パソコン上で確認が取れたりというふうなことでなっていますので、かなり効果はあるものとおっております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 非常に削減というか、効率化がうまくいっているということで捉えたいと思います。

そのほか、会議や研修の内容について、例えば、うまくいっている場合もあると思うんですが、参加した会議、それから研修会などで、これはもうちょっと工夫したほうがいいのではないかというふうに、町の職員が参加したものについて、この会議、この研修はもう少し工夫の余地があるのではないかと思ったときに、参加した職員がその会議の主催者に申し出るのか、それとも、役場のほうで各部署のほうから通じて要望するのか、その辺をお聞かせください。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問のほうにお答えします。

担当者が出席しております会議、研修会等ですと、今、会議、研修会等でその最後にアンケート等がございまして、そちら記名するんですが、そういったもので内容につきまして詳しく分かったとか、分かんないとか、そういったものも含めまして、意思表示といいますか、そういったものを要望等もできるようになっておりますので、そちらでできるものと思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ちなみに、そのアンケートみたいなものというのはペーパーなんですか、それとも、端末でQRコード読み取って打ち込んだり、そのほうが集計とかもしやすく、業務効率もいいかと思うんですが、そういった事例とかはございますでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 例えば、直接行ったときは、机上に最終的に配られた資料と一緒にペーパーでアンケート用紙があったりとか、ウェブ上であれば、多分メール機能とか使用しな

がら多分そのアンケートを後日にでも提出するような内容となっていると思います。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ペーパーレスを考えたときには、やっぱりウェブで、リモートの会議、研修が増えていたという場合には、デジタルを使ってアンケートというか、要望も集約できるということで、非常に効率がいいのかと思います。

D X推進の観点というふうに私のほうで言っているんですが、もうちょっと具体的に言いますと、D X推進による業務効率化の観点からというふうにちょっと付け加えたほうがいいのかなというふうに思うので、付け加えます。

デジタル人材の確保ということがあったんですけども、現在の段階では、企業からの専門職員というのは今現在も受け入れているということでよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

令和4年5月から詳しい専門職の方、N T T東日本からなんですが、常勤ではなく非常勤でございまして、週1回程度出てきていただきまして、いろんなI T関係、I C T関係、あとは今はもう学校の関係のほうも御相談を受けていただくような内容で実施をしております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今、常勤ではないということでしたけれども、週1回程度ということなので、かなり頻度としては高いのかなというふうに思います。やはり専門家の方のアドバイスとかサポートがあると大分違うのかなというふうに思うんですけども、そういったことが今学校のほうの案件もということで、非常にバックアップとしては厚いものがあるのかなというふうに感じました。

では、続きまして、質問事項の2に移りたいと思います。

小中学校教員の業務効率化についてであります。小中学校の教員の参加する会議及び研修会について、定期的な会議、研修会、例えば、ある時期に毎年実施しているので実施するというような形式的な会議、研修会は見直すべきだと考えているんですけども、もう既にそのような会議、研修会は削減されている方向にあるんでしょうか、お伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） そのように改善されているところです。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 会議、研修会については、その都度効率的な会議運営に努めているとい

うことを御回答いただいていますけれども、そういった削減といえますか、見直しについては、
どういう観点で見直しをされているか教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

各学校においては、まずは、その都度、会議、研修会、行事等あった際には反省会等を行います。それから学期ごとに反省会を行います。それから、次年度に向けてということで学校評価全体会というような会議もありまして、そういうそれぞれの振り返る場面で、どうだったのかということについては教員同士で話し合いを行い、無駄なものは省いていく、簡略化できるものは簡略できるような形で毎年度改善を図っているということになります。

また、教育委員会の主催のほうでは、その点についてもそれぞれ参加していただいた先生方の意見を聞いたり、また、学校教育専門員がおりますので、そちらのほうでそれぞれの会議での先生方の意見も聞いて、そこも集約して次年度の計画ということで簡略できるものは簡略化しているというふうになります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今ありましたように、学校評価で教職員の皆さん方で常に見直しをしている、それから聞き取りを通して見直しをしているというようなことを確認させていただきました。

では、②にあるようなオンライン等を使って簡略化したり、業務の改善ができていているという事例があるんですけれども、例えば、会場以外8校でオンラインでの参加ができるというような内容なんです、こういった事例については結構数としては結構多くあるんでしょうか、それともこの事例ぐらいなんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

ここにある事例のものになります。これが年1回ではなく、2回、3回というふうにあるときもありますけれども、そういう状況でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 多分いろんな会議、研修、すごくたくさんあるのかなというふうには思うんですけれども、例えば、校長会、教頭会、そのほかにいろんな主任者会等あると思うんですけれども、こういった、ある程度定期的なものかなというふうに推測するんですが、こうい

ったものも内容によってはオンライン、リモートにするとか、何かそういったような動きというのはあるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

校長会、教頭会は、基本的に大体月1回行うようになっておりまして、こちらについては、オンラインでもその状況があれば可能ではあるかとは思いますが、大変、顔を突き合わせでやることに意味がある部分が大変多くありまして、そこはオンラインにするよりは対面のほうが効果的なのかなというふうに思うところはあります。それ以外で臨時的な何か本当に報告だけであれば、そういうこともできるのかなというふうに思います。

また、それ以外の研究主任者会ですとか、その他の先ほど説明した3つの会議等であれば、オンライン等での会議でも十分かなというふうには考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） やはり対面でいろいろ話をしたほうが細かいニュアンスとか伝わるのかなと、それはもちろん分かります。ただ、対面ありきで考えてしまうとやはり削減のスピードが遅くなってしまいますので、あらゆる会合、会議、そういったものもオンラインであったり、リモートの形でできないかというような模索は続けていただければいいのかなというふうに思います。

それでは、教育ソフトの活用研修をオンラインで行いましたという御説明ありました。この教育ソフトの内容については、どの教科とか、どういった内容ということが分かりましたら教えていただければと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

この内容については、プログラミング教育の手法についてということでの研修会を行ったところでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） まさにぴったりの内容だとは思いますが。

そのほかに関連するような同じような形でオンラインで研修を行った事例というのは、そのほかには何件かあるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

情報教育指導員会議というのがございまして、そちらのほうでは会場、例えば菅谷台小学校を会場にして、そこから発信してということをやっていたりもしております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） かなり積極的に教育現場でもオンラインを活用するような会議や研修が進んでいるというふうに理解しました。

例えば、オンデマンド配信は現在のところ実施していないというふうにあるんですけれども、例えば、オンデマンドのメリットとしては、後から見直しができたり、何回も繰り返し見られるので、細かい研修の内容とか、分かりにくかったところをもう一回とか、あと参加できなかった教員が後から見直すことができるとか、いろんなメリットがあると思うんですけれども、オンデマンド配信がなかなか普及していないというのは、何か障害というか、原因があるんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

やろうと思えばというか、可能ではあるかとは思いますが、現在のところ町としてはそこまで必要とはしていないということからまだやっていないんですけれども、例えば、町以外の国とか県とかのものについては既にオンデマンドのものがたくさんございますが、そちらについては各学校でオンデマンドで研修をしているということはあります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） いろいろな研修が、オンデマンドは部分的になるのかもしれませんが、かなりDXの活用が進められているのかなというふうに思います。

実際の、先ほどもちょっと聞きましたけれども、実感として、こういったリモートまたはオンデマンド、いろいろな形を使って、経費、時間とか、資料の印刷の労力とか、そういったものの削減はされているというふうには実感としてはございますでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そのとおりで、紙の削減ですとか、時間がかからないということでは実感としてあるところでございます。それぞれ学校でも、例えば、職員会議ですとか何かの会議は、大体紙ではなくて、GoogleのClassroomのほうでみんなそれを見ながら行うということで、学校のほうでも大分

そういう削減、時間も紙も削減されているというふうに感じておるところです。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 学校現場でも、一番は先生方の労力、そういったものが削減されること、それから、その時間が確保されること、それから、そういったいろんな消耗品、そういったものが少しでもなくなればエコなのかなというふうに思います。そういったことが少しずつ進んでいるんだということは非常に分かりました。

D Xを推進することによっていろいろ効果が出てくるかと思うんですけども、教職員一人一人のデジタルスキルの向上というのが課題になっているというふうにあると思うんですが、例えば、先ほどもちょっとあったんですけども、専門職の方を、常勤ではないにしても、先ほどありました週に1回とか、週に1回というのもどうかとは思いますが、なるべく教員の皆さんが必要とするときに、じかにサポートしていただけるような、そういった人員を配置するということは今後考えられるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そのようになるのがとても理想だと考えております。現状はそれができずに、現状としては、先ほどの情報教育指導員がおりますので、その先生方、各学校1名ずついるんですけども、こちらは、教育委員会からこんなふうにしていければいいですねということで研修会等含めて、そこで技術というか、そういうところのスキルを身につけていただいて、それを学校でメインとなってやっていただくということと、本当に困ったというときには教育指導係の係員が向かったり、先ほどの町長部局から答弁あったように、D Xのデジタル推進課の方にちょっとお助けいただいたりということで行っているところですけども、理想としては、専門の方がつけられればいいなというふうには考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 私のであんまり出番がないほうがいいんでしょうけれども、お話をしておきます。

平成28年から情報教育指導員会議を持って、これは大きな変革がありましたので、それに早めに町として対応していかなければならないというふうに考えて、情報教育の担当指導員を各学校から1名ずつ選んで会議を持っています。

それから、研修センターにやっぱり送り込まないと駄目だということで、情報担当者、毎年、利府町から続けて2人行きましたけれども、これ文科省の表彰を受けております。

それから、人事が大切ですので、校長、教頭の中で情報教育できる者を、菅谷台に2年おりましたけれども、その教頭さんはセンターの情報担当を呼んでおります。今、義務課のほうの情報担当のほうやっておりますけれども、そういった形で利府町の教育が遅れないように進めているところでございました。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 利府町は、今、周辺のいろいろなお話を聞きますと、やっぱり利府町は非常にそういったところに力を入れて、率先して働きかけているということが私自身は感じられています。しかしながら、理想で言えば専門職員が学校現場に入ってもらえるのがいいというのは確かにそのとおりで、今現在は、今お話にあったような情報教育指導員の方々も、先生が先生に教えるという体制にはなっているかと思います。ですので、やはり先生の業務を少しでも減らすという観点であれば、なるべく分業していくというようなところはやはり理想ではあるんですけれども、これから求めていくべきところかなというふうに感じています。

やはり、次の質問にもつながっていくんですけれども、なかなかデジタルの格差といいますか、いろんなところがあると思います。そういったところを対応するのに、やはり現場の先生方自身が研修をしていろんなスキルを身につけて、そして現場の先生に教えるという体制が長く続いています。そういったところが、なるべくその先生方の負担が解消される方向に今後進めていければというふうに願っています。

（2）の各自治体で教職員が使用しているシステムツールを統一化するための働きかけについてという内容なんですけれども、これどういうことかといいますと、各市町村ですね、自治体ごとに先生方が使っている端末が違うということがあります。それで、利府町の場合には、今お話しいただいたように、かなり最先端な形にはなっているかと思うので、利府町内の先生方は多分不便を感じられていないのではないかなというふうに思います。ただし、先生方の異動というのは市町村をまたぎますので、違う市町村から利府町にきた場合または逆の場合、そうすると、システムツール、それから先ほど学校のいろんな管理システム、これが違うというようなことになります。これは、各市町村がそれぞれの状況や規模に応じてつくっているものなので、これは一概に統一というのは簡単なことではないのは承知しております。ただ、先生方自身は、異動したときに、違う市町村の学校に転勤したら、もう一回そのシステムの中身とか、端末の使い方、もう一回覚えなくちゃいけないというようなハードルを突きつけられるわけです。こういったことは、本来であれば県全体が統一してできればよかったんですけど

も、それが今の現状でできない状態でスタートしていますので、これを簡単に統一というのは、私自身も非常に難しいことだというのは分かっています。ですが、先生方が不便を感じているということは事実ありますので、同じ市町村でずっと転勤していれば感じないことかもしれません。ただ、そういった異動があったときに、格差があるといいますか、最新のところとそうじゃないところで転勤した場合に格差があるんだというのは、これ現実的なことですので、ぜひ知っていただきたいというふうに思います。

そして、その場合にじゃあ誰が対応するのかというと、先ほどありましたような情報教育の指導員の先生であったりとか、特にICTの得意な先生が教えてあげるというような対応で今学校は成り立っています。ですので、そういったことは名もない仕事なのかもしれませんが、現状としてはありますので、理想としては、異動する市町村で統一できれば、なお先生方の働き方の効率化が図られるのではないかとということを提案といいますか、お話ししたいと思います。

続きまして、質問事項の3になります。

小中学校の1学級20名を目指してという内容なんですが、あくまで20人にしようということではなく、20名ぐらいの人数になったら理想的だなというような思いでこういうタイトルにして、質問のタイトルにしております。

最初に述べましたように、やっと小学校のほうで、今現在小学5年生まで、国のほうで35人学級ということで学級の標準の人数というふうに進めています。これは40年ぶりの改正ですので、それまでずっと40人学級が主であったということになります。

いよいよ中学校のほうまでと思うのですが、実際は中学校は40人学級が標準ということになっています。ただ、今、中学校の1学年、1年生は35人学級を実現しているわけですが、これについてはなぜそのように実現しているかということをお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほどお話にあった加配の中で、弾力化の加配というのがありまして、その形を使って35人学級が実現できているということでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） この加配というのは、県のほうでそのような形にしているということでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

はい、そのとおりでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） この加配を中学校2年生、3年生と広げられたらなという思いではあるんですが、これが実現できない理由についてはどうお考えですか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

加配全体の数が決まっているからであろうというふうに予想できるんですけども、弾力化だけではなく、その他様々な加配の形がございますので、そういうことも踏まえ、今のところ中1だけに限られているのかなというふうに考えます。

○副議長（鈴木晴子君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 議員御承知のとおりだと思いますけれども、加配措置については、文科省からの全国に分けてのものですから、県のほうでやっています。それも県のほうで多分、義務教育課の管理調整班でやっているはずなんですけれども、それも県に割当てが来て、それの中での加配の分配になってしまうんです。ですから、各市町村が独自にということはなかなかできないんです。仙台市の場合ですと政令指定都市ということがありますので、予算措置もあると思う、独自にできることがあると思いますけれども、各市町村ちょっと、結局、人員配置になりますとそれだけの予算も確保しなければならないと。ですから、やはり国に伴った配置を希望しているというのが現状です。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今、仙台市のほうは政令指定都市でもありますしということがありましてけれども、仙台市の小学校、中学校の学級の人数については今どのようになっているでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

たしかという話ですけども、今年度で小学校1年生から6年生まで、中学校も1年生から3年生まで、全部1学級35人というふうになっているかという情報が、私が知っている限りはそこまでです。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 仙台市はもう既に小学校1年生から6年生、そして中学校1年生から3

年生、義務教育の全学年で35人学級というような形が実現していると。これは、もちろん予算的な、財政的な部分というのはすごく大きいのかなと思うのですが、仙台市であってもやはりいろんなハードルをくぐり抜けてといいますか、無理やりやっている部分あるかもしれません。非常に難しいことではあるので。だけれども、こういったことができているということは、何かしら難しいんだけどできないのかな、可能性はないのかなということを模索し続けたいなというふうに考えています。

もちろん町独自で実現するのは困難であるのはもう重々承知しております。ただ、心配するところがありまして、仙台市がそういった形で実行するということは、例えば、大学生が教員採用試験を受けるといったときに、今は仙台市と県とは別々の採用になっているということですよね。そうすると、やはり最大の学級の人数が多いのと少ないのとでどっちがいいですかと単純に思ったときに、私が学生であったら、やっぱり人数少ないほうが目が届くし、指導しやすいよねというふうに考えるのは当然かというふうに思います。そうすると、教員を目指す学生が、やはり第1希望を仙台市の採用というふうに流れてしまうのではないかと。そうすると、ますます県の採用が難しくなる。そうすると、せっかく加配の要望とか、学校から出した要望が、ますます県、つまり仙台市以外の自治体に分配されにくくなるという構図ができるのではないかとというふうに心配するのですが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

数だけでいえばそうかもしれませんが、やはりその学生が住んでいる場所にもよるかと思われます。仙台市に住んでいれば仙台市を希望するのが多いのかなと思いますし、県内のどこかの市町村で自分が生まれ育ったということであれば、志高く持った学生は将来的には自分の町や市に戻って教員になりたいという思いを持っている学生もたくさんおりますので、一概に、だから仙台市というふうにはならないというふうに考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 確かにそうですね、全員がということはないかと思いますが、ただ、どちらかというふうを選ぶような立場の学生にとっては、やっぱりそこが判断基準になるかもしれないというふうに考えますので、将来的にそれがどういうふうに動いていくか、今後の教員の採用率とか、そういったものも含めて、ちょっと見ていきたいというふうに考えます。

1学級当たりの人数を減らすことのメリットとして、もちろん一人一人の子供たちに目が届

くというのが一番だとは思いますが、もう一つの観点としては、先生方の、特に担任をする先生方の業務量が実際に減るのではないかというふうに思いますが、こういった業務量削減に関して、こういった1学級の人数を減らすことのメリットというのはあるでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

まさにそのとおりだと私も感じております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今後、なかなか人数を減らすことに関してはいろんな大きなハードルがあるのかなというふうに思いますけれども、仙台市がそういった形で動いて、その周辺の自治体というふうに考えますと、やっぱりそういった流れ、これが、県とか国がそうしてもらえれば同じような流れで行けるのかもしれませんが、なるべくそういったところは早く手を挙げて、新しい方向性で進んでいけないかというふうに思います。

特にそういった格差がもし生じるような状況があった場合には、やはり早くそういったところに着手して、子育ても含めなんですけれども、先生方もやっぱり利府町の先生になりたいというふうに思うような形の取組をしていってもらえればなというふうに考えていますが、先生方から見ても魅力的な町になるように、そういった1学級の人数であったり、そういったことが実現できそうなことを、例えば、県のほうに働きかけというふうに先ほど話しましたがけれども、なかなか難しい状況ではあるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育長。

○教育長（本明陽一君） お答えします。

各市町村につきましては、もちろん県のほうにも国のほうにも行っているんです、毎年。ただし、議員御承知のとおり、利府町は学校数が変わらないんです。ところが、ほかの各市町村においては、統合、各町に1つ、または義務教育学校をせざるを得ないというのは、ほぼそういった状況なんです。ここ何年か前、10年を考えると、宮城県の小中学校100校減っているんです。仙台市は減っていないんです、数がほとんど。ですから仙台市一極化になってしまっているような状況なんです。ただし、利府は、子供たちの数は若干減っていますが、各学校は維持できているというのが現状で、先生方は、利府に行きたいと言って、なかなか来られないのが多分状況じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） もう既に利府が魅力的な町であることは分かっているんですけども、今後、例えば、利府町としては人口増を考えていますし、そうすれば、当然、児童生徒数も増えてくるというふうに考えられると思うんですが、学級の人数を減らすということだけではなくて、やはり利府町が今後人口を増やして子供の数が増えるといったときに、（４）の質問になるんですけども、教室の数、それから学校も含めて増築、新築という計画、そういったことを踏まえて、今後どのような方針で考えておられるかお聞かせください。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

将来に向けて、人口増に向けて子供たちも増えるという予想はついているところで、学校自体、学校によっては、空き教室がある学校においてはそれを教室に変えることができますが、既にぎりぎり何とかやっているという学校もあります。そういう場合についても、ただ、学級数が増えれば教室も何とかしなきゃいけないというところで、その対応についてはもちろん増築なり、仮設なりということでの対応が必要なところは当然かなと思っておりますので、そこは今後の状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 須田議員、確認いたします。今の質問は（４）の質問ということでしょうか。そうすると、２と３の再質問はなされないということでしょうか。

○3番（須田聡宏君） はい。

○副議長（鈴木晴子君） はい。須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、今お伺いしたように、状況を見ながら校舎の件、教室の件も無駄のないように設備整えていただければというふうに思います。やはり設備と教員の確保には予算というものが絶対必要になってくると思いますので、そういったところを、未来を見越した政策を組んでいかなくてもいけないのかなというふうに思います。

それから、特に子育てに力を入れている町だからこそ、こういった教育に関して思い切った政策を立ち上げていただくように期待しております。その件についてはいかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 未来のある子供たちのために、精いっぱいできることをやっていきたいというふうに強く感じております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 町長。

○町長（熊谷 大君） すみません、ちょっとしゃしゃり出るような感じで申し訳ないんですけ

れども、熊谷出沒でございまして、須田議員のお気持ちはじめ、今、教育長さんはじめ当局からも質問の回答させていただきましたけれども、今回、順々に、予算規模で見ると、今回私たちの町の教育にけるお金は1.2%増になっております。なので、私たちは、子供は本当に大切な未来の宝でありますし、子供たちがすくすくと、そして大志を抱き、夢を抱いて世の中に出ていってほしいという、巣立ってほしいという気持ちは本当に思って、気持ちを込めて、それも予算に反映させていますので、お見知りおきというか、御承知いただきたいなと思いました。よろしくをお願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） もちろん子供がまず中心にあるような形で町が豊かになっていくと本当にすばらしいかと思えます。

私が一番心配しているのは、やはり教員の確保の不足だったりするわけで、そういった意味で、先生方の働き方をとにかく改善することを基に、先生方にも魅力のある町、そして教員を希望する人が増えるようにという、そういう好循環をつくっていくことが大事かなというふうに思います。

では、以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、3番 須田聡宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時10分といたします。

午後1時55分 休 憩

午後2時09分 再 開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番、日本共産党議員団の金萬文雄です。よろしくお願いいたします。

私は、2点にわたって質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、質問通告に沿って、ちょっと訂正もありますので、訂正しながら質問したいというふうに思います。

まず、1点目、現行の健康保険証廃止に伴う町の対応についてです。

令和6年12月2日に国民健康保険証の新規発行が終了します。しかし、宮城県のマイナンバー

カード取得率は7月末で75.0%、マイナ保険証の利用実績は5月で7.11%という状況です。今なおマイナ保険証の利用や登録をめぐるトラブルが報告される中で、住民の方々の不安は解消されずにいて、一体どうなっているのか全く分からないとかの声も大きく聞かれるところです。このような状況で12月のマイナ保険証への切替えやマイナ保険証に対応していない被保険者への資格確認書発行は、混乱を招くと同時に、町の事務業務にもかなり大きな影響を与えると考えます。

令和5年9月議会の一般質問では、今後、国から正式な通知等が届き次第周知に努める。町のサポートが必要な方に関しては実施可能なものについて検討したいとの答弁がありました。しかし、具体的な国の通知ももうあったと思います。対応準備の段階にもう入っているというふうに推測しますので、12月の健康保険証廃止は、町民の健康と命に直結する問題でありますので、町の対応が重要と考えています。町としてどのように対応するのか、以下についてお伺いいたします。

（1）国民健康保険の被保険者のマイナ保険証への登録率と利用率を伺います。また、マイナ保険証の登録及び利用の周知の現状と予定を伺います。

（2）被保険者への資格確認証、これ「証」になっていますけれども、資格確認「書」ですね、資格確認書発行について。

①町では資格確認書の申請が必要でしょうか。

②12月2日以降に発行済みの健康保険証が有効期限まで最大1年間は使用できますが、現行の保険証使用予定人数と資格確認書の発行予定人数を伺います。また、それぞれの被保険者数に占める割合を伺います。

③今お話しした①、②の周知はどのように行うのか伺います。

（3）マイナ保険証で本人確認エラーが多発しており、その際に本人確認ができるように、協会けんぽでは「資格情報のお知らせ」というのが発行されますが、国保でも発行するのか伺います。

（4）国民健康保険法改正によって短期保険証も同時に廃止されますが、現時点での短期保険証と資格証の交付人数を伺います。また、滞納者への対応は今後どのようにしていくのか伺いたいと思います。

2点目、加齢性難聴者への補聴器購入助成について伺います。

高齢者の10人に1人は加齢性難聴の時代になっており、認知症発症リスクや危機回避困難等の問題から、早期発見と早期の補聴器使用が求められています。高度難聴の障害者認定の方以

外、40デシベル以上の中等度で補聴器が必要とされる方は、平均15万円以上、両耳で30万円以上の補聴器を自費で購入する必要がある、高齢者の方にはこの負担は非常に大きく、対象者の1割程度しか購入できていないというデータもあります。

町独自の加齢性難聴への補聴器購入助成を求めた令和5年9月議会の一般質問では、助成については引き続き調査を進めていくとの答弁でした。その後も、引き続き町民からは、補聴器助成の早期実現の要望が多く出されております。

全国的にも、この1年間で補聴器助成実施の自治体数は、これ「令和5年」となっておりますが「令和4年末」の間違いです。令和4年末の123団体から令和6年1月には239団体とほぼ倍加しております。県内でも令和6年4月から名取市が助成を開始し、この後確認しましたら山元町でも7月から開始しておりますので5自治体となります。5自治体と拡大しております。

利府町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の高齢者の介護予防事業推進の上でも、町としても補聴器購入助成が必要と考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、現行の健康保険証廃止に伴う町の対応について、2、加齢性難聴者への補聴器購入助成について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の現行の健康保険証廃止に伴う町の対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）のマイナ保険証への登録率及び利用率等についてでございますが、国保連合会より提供された令和6年5月時点での情報では、登録率62.9%、利用率15.4%となっております。

対象者への周知方法につきましては、今年の7月の年次更新時の保険証を送付する際に、マイナ保険証に関するチラシを同封しております。また、被保険者が国保関係の手続で窓口へ来庁した際にも、マイナ保険証に関するチラシを配付し、個別に説明するなど、周知に努めているところであります。今後も広報紙やホームページ等の各種媒体を通じて周知を努めてまいります。

次に、（2）の①から③までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

本町におきましては、国の通知により、現行の保険証の有効期限が切れる前に職権で資格確認書を発行する予定としておりますので、該当する方からの申請は不要となります。

現行の保険証につきましては、今年の7月に3,766世帯、5,856人に発行し、その有効期限

は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間となっております。

また、資格確認書の発行予定数については、現時点で約2,200人程度と想定されますが、来年の7月に職権による資格確認書の発行をするまでにどのくらいの方がマイナ保険証を取得するかによって対象人数が変わることから、予定数及び割合についての把握は困難な状況にあります。

なお、周知につきましては、広報紙やホームページ等の各種媒体を通じて行ってまいります。

次に、（3）の資格情報のお知らせについてでございますが、国の通知に沿って、新規資格取得時のほか、負担割合の変更時等に発行する予定としております。

次に、（4）の現時点の短期保険証等の交付人数についてでございますが、今年の7月末現在で短期保険証は89世帯、167人に発行しておりますが、資格証は発行しておりません。

滞納者への対応につきましては、これまでどおり納税相談等を踏まえ、個々の状況に応じた納税を促してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の加齢性難聴者への補聴器購入助成についてお答え申し上げます。

県内の他自治体の助成状況でございますが、本町と同様に助成を検討している県内の自治体が今年の4月に県内全市町村を対象に行った補聴器購入費助成についてのアンケート調査では、今年度から実施している自治体も含め、5市町が助成を行っている状況となっております。

加齢による難聴は、人とのコミュニケーションの妨げとなることや危険に気づきにくくなるなど、日常生活の質の低下を招くだけでなく、認知症のリスクを高める要因になると認識しております。

このことから、新たに策定した利府町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に掲げる各種介護予防事業や高齢者福祉事業の充実を図るためにも、補聴器の使用を推進することは様々な交流事業への参加の機会を増やすことにつながり、難聴のため生活に支障を来している高齢者の主体的な社会参画の促進や認知機能の維持が図られるものと考えております。

本町といたしましては、県内の動向を注視しながら、次年度の実施に向け、制度設計を進めてまいります。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、第1点目の現行の健康保険証廃止に伴う町の対応についての（1）のところで質問させていただきます。

次年度更新の保険証、説明に関して、利用者の説明に関して、次年度更新の保険証を送付するときとか、窓口来庁時にチラシとかで説明しているよというお話なんですけれども、具体的にどういう内容含まれているのかお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、国民健康保険の年次更新時に発行に伴ってチラシを同封させていただいております。そちらの内容につきましては、まず、今年の12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。国で示しているチラシと一緒に同封をさせていただいております。以上です。すみません、窓口の説明も同じように、そういった資料を使いながら説明をさせていただいております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） その中身は国で出しているものですから、保険証が廃止されてマイナ保険証に切り替えてくださいというのと経過措置についても書かれた内容ですか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今、議員御指摘の経過措置みたいなというのは、多分資格確認書とかの内容だと思います。そちらについてはこの中には記載はされておられません。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 今回の12月2日の健康保険証の現行の保険証廃止というのは、基本的にはマイナ保険証への一本化なんです。その経過措置として資格確認書を発行したりとか、それから今の保険証を使えるというような内容なんです。なので、マイナ保険証の一本化に伴う12月2日の健康保険証の廃止など、経過措置を知らない人も非常に多いというふうに私は認識しております。

マイナンバー登録支援として、ちょっと質問なんですけれども、マイナンバーの登録支援として町のほうで職員の出張サポート支援というふうなものをやっていると思いますけれども、昨年もちっと質問はしたんですけれども、この1年間、年度で結構ですので、何件ぐらい実施したのか。あと、それは事業所の申請なのか、あるいは個人なのかというのもお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

マイナンバーのまず取得のほうを高める出張相談ということで申し上げますと、今年だけということではなく、令和3年から6年度まで、今年度まで幅広く実施をさせていただいております。内容といたしましては、確定申告会場、申告時に確定申告の脇にマイナンバーの臨時窓口を開設したり、あと出張サポートとしましては、申込みを取りながら実施をしているわけではございますが、令和4年度にはシルバー人材センター、併せましてイオンモール利府南館、あと令和5年度におきましては、しらかし台町内会などで出張サポートを実施しております。

件数につきましては、確定申告会場につきましては延べ58日で452件、出張サポートにつきましては3回、合わせまして69件となっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。

先ほどのマイナンバーの、国保だけではなく、町全体もマイナンバーの取得、多分7割、70%から80%くらいというふうに、データを見ると、県内もそのくらいというふうに思いますが、まだマイナンバーとか、マイナ保険証のサポートも含めて、少ないのかなというふうに思いますけれども、私たまたま老健の管理職の方にお話聞いたんですけれども、マイナンバーとかマイナ保険証については、暗証番号を施設の方は管理できないということで、マイナ保険証はそもそも施設としては推奨していないと、導入するつもりはないと、マイナ保険証を入れると非常に面倒だというふうなお話をしておりました。そういうことも含めて考えますと、今後も、施設としてとか、団体として申込みというのは、サポート申込みは少ないのかなというふうには私も感じておりました。

そもそもマイナンバー登録は任意なんですね。にもかかわらず、12月にマイナ保険証への切替えを強行するということになっていきますので、これは改正法の非常に矛盾なんです。そう考えると、一定の方がマイナ保険証を持っていない方、つまり資格確認書を取得し続ける事態というのも想定されるというふうに思います。マイナ保険証、多分、町全体しかちょっと確認していない。まあ半分ぐらいの取得率、これから上がっていくでしょうけれども、6割、7割としても、3割強の人たちが今後も資格確認書で受診するという形になるのかなというふうに思います。

ちょっと次の質問とも関連はするんですけれども、質問ですけれども、資格確認書の有効期限は5年というふうにされていますけれども、これ更新というのはあるんでしょうか。1年ごと更新とか、あの保険証と同じような形になるんでしょうか。また、5年後廃止されるという

予定はあるのでしょうか。何かそこら辺の情報あるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

国の通知によると、最大で有効期限として資格確認書を発行できるのは5年ということとなっております。その中で、資格確認書の必須事項ということとなっておりますが、そこらは確かに有効期限等も記載、今の保険証と同じような形で、いつ発行で、いつまで有効かという形で記載をすることになっておりますので、その国の様式に合わせた形でこちらは出していきたいと、発行していきたいと思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） すみません、そうすると、5年後には廃止される予定ということなんですか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今言えるというか、答弁できる内容は、国の通知には5年という形で記載はされております。以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうすると、町としては、資格確認書の有効期限まで、有効期限1年後だとか、保険証と同じような有効期限になると思うんですけども、5年後を目指してマイナ保険証取得を必須として動くのか、あるいは任意として動くのかという、ここら辺の町の今後の方向性というところをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） まず、国のほうの施策としてまず実施されているマイナ保険証、マイナンバーカードの取得についても、やはり国の施策として実施されている内容でございます。それに準じた形で、町のほうでは、やはりマイナ保険証の取得の推進という形では今後も行っていきたいなということでは考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 聞いているのは、任意という形でいいんですねということです。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） こちらは強制ではなく任意という形になりますが、あくまでも

推進していくという形で町のほうでは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） つまり、当面マイナ保険証と資格確認書が併用するという形が当面あるということだと思います。

もう一つ質問なんですけれども、マイナ保険証を取得している方は多分資格確認書行かないと思うんですけれども、マイナ保険証を取得している方が受診するときに、今、町独自の助成があります。町独自の医療費助成、子供の医療費とか、あと障害者の助成とかありますよね。

あそこら辺は手続は今までと同じ形になりますか。窓口で払って領収書を持っていくみたいな。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、子ども医療費等につきましては、窓口の受診をしたときに、保険の情報によって請求のほうが来るという形になりますので、今は紙を出すような形ではなく、国保に関してはそのレセプト、診療報酬明細書というものですけれども、それを基に助成をしていくという形になります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） すみません、そうすると、手続上は、本人が町に来て窓口で助成を申請をするという形に今なっているかと、領収書か何かでなっているかと思う……ああ、違う、違いましたっけ。そうすると、マイナ保険証で町独自の助成も自動的にというか、レセプト上で動くので、特に本人は動かなくていいということですね。分かりました。

そうすると、障害者の助成とかも、そこら辺も同じですか。上限2,000円とか何かそういうのなかったでしたっけ。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えさせていただきます。

すみません、そちらのほうの資料、今回持ち得ておりませんでしたので、後ほど確認をした上で御報告させていただければと思います。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） いずれにしろ、ちょっとやっぱり分からない部分があって、例えば、そ

の子供の、ごめんなさい、さっきの続きですけれども、子供の医療費助成に関しては、いっぱい受けている方がいらっしやると思うんですけれども、その周知というのはどういうふうに行われているのか。今そのままマイナ保険証で受付したら銀行に振り込まれますよというような、マイナ保険証に変わったらこういうふうな形になりますよというのは。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

議員心配されています窓口で償還払という形でやられているのかということだと思えますけれども、今、現物給付ということで窓口でお金がかからない形でやられていますので、そういった手続等は必要はございませんので、レセプトの請求の中で公費番号という形で入ってきますので、それによって支給されることになります。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） すみません。そうすると、子ども医療費の助成については、今までと、利用者、受診する方は今までと変わらないよということですね、分かりました。

じゃあ、次の2問目に行きます。

再質問2つ目は、健康保険証が終了した人に資格確認書が発行されるわけですが、今、2024年、今年の12月2日に健康保険証新規発行が終了しますというのを、ポスターとか、リーフとかで、政府の宣伝が非常に見たことあるかと思うんですけれども、健康保険証が12月2日になくなります。そして、マイナ保険証にはこういうふうに登録できますよ、メリットはこうですよ、デメリットはこうですよという宣伝なんです。なので、12月2日以降どうなるか分からないんです。なので、そういう医療機関のポスターもそんな感じで、リーフもそうです。なので、こういう宣伝が先行しているせいか、住民からは、健康保険証が使えなくなると受診をどうすればいいのか、当然疑問が出てきますし、今の保険証をどうすればいいのかというのも不安の声が多く聞かれます。

いみじくも、さっき、昨日の新聞で1面に大きく取り上げられましたけれども、マイナ保険証について全国18地方紙の合同アンケート結果が報道されました。マイナ保険証への不安が大きくて、現行保険証を8割の方が残してほしいという結果が報道されています。実はこのアンケートの中で、マイナ保険証に関する制度の理解を尋ねている項がありまして、全く理解できていないが1割、これ新聞報道でもあったと思うんですけれども、もう一つは、あまり理解できていないが4割あるんです。つまり半分の方が制度についてよく分かっていないという現状があります。当然、住民の方からも、一体どうなるのとか、不安が訴えられますし、知ってい

る人は知っているけれども、知らない人がほとんど多いという感じです。そういう声が多いです。しかも資格確認書の存在も知っている方は少ないです。という状況です。

なので、やっぱり今、国保保険者として伝えるべきは、12月2日を過ぎても受診できますよ、こういう方法で受診できますよというのを周知するべきだと私は思います。ところが複雑で、資料によると6パターンあるというふうに言われていますけれども、私単純に4パターンだと思う。

1つは、受診する方法としては、現行の健康保険証を期限まで使えるよということ。だから、すぐ使えなくなるわけじゃないよということです。

2つ目が、12月2日以降に保険証の期限が切れても、保険証の代わりの資格確認書というのが交付されるよ。だから、引き続き受診できますよということ。

3つ目は、マイナ保険証、だからマイナ保険証の切替えは急がなくてもいいよということだと思うんです。

御質問になりますけれども、後期高齢者医療保険証、後期高齢者保険は8月切替えになったんで、多分資料が一斉に添付されているというふうに私は理解しているんですけども、例えば、あと協会けんぽも参考資料があって、被保険者に配られているかどうかはちょっと確認できていないですけども、マイナンバーカードと保険証の一本化後の保険医療機関等の受診方法というのが一覧表になってあるんです。非常に分かりやすいんですけども、こういうものが国保とかにあるといいなと思うんです。こういうものは資料としてあるんでしょうか、あるいは国から来るとかということはあるんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、国のほうから、その資格確認書なり、受診方法についてのリーフレットなり、チラシというものは、まだ来ておりません。

今お話しの全国保険協会のホームページのほう、そちらのほうも、今後私たちが周知する上で必要なものがあれば、そういったものも参考にしながらちょっと周知のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 周知の仕方としてどういうふうに、今、答弁の中で、広報紙とか、ホームページとかというお話があったんですけども、今、具体的に周知の仕方としては、あとは

窓口ですか、切替えのときの窓口という話がありましたけれども、そういうことではなくて、ホームページというのは見に行かないと、目的意識的に見に行かないと見ないですよ。それから、広報紙も全員見るかという、ちょっとどうかなというふうには思います。あとは窓口、窓口は切替えのときに来るので、12月2日時点でどうなるかというのは、窓口に行かないと、いか、切替えのときじゃないと、例えば来年1月とか、3月とかじゃないと、具体的に説明を受けないという話になるんです。

じゃなくて、今私が言っているのは、12月2日以降にどういう制度になって、受診の方法はこうだよというのを、保険者として住民全体というか、国保の方全体に周知する必要があるんじゃないかというお話をしているんで、その方法を少し、何かそのほかの方法も含めて、例えば郵送とか、そういうことを考えていらっしゃるか聞きたいというふうに思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、国のほうでマイナ保険証利用促進集中月間ということで、令和6年5月から7月までの間におきまして、あらゆる媒体、マスメディアを通してそういった広報をしていくとか、各種医療機関とも連携を取っていくという形で、まずこちらのほう取決めを行いまして、まず、国のほうでそういった形の実施、マイナ保険証の切替えについてという形での各種広報という形でやっているのは私もお見受けしているんですけれども、今御指摘の12月2日以降については、まだ国のほうでの広報の仕方というのもまだ出ておりません。ですので、今後、私たちのほうでそういったものを先んじて広報できるかということもございますので、まず、国のほうで推奨しているのは、マイナ保険証を利用していただきたい、マイナ保険証に切り替えていただきたいということをまず第一に勧めているわけなので、町としてもそちらのほうをまず第一に考えさせていただきたいと思います。

その上で、国のほうの資料等、通知等を確認しながら、資格確認書、マイナ保険証じゃなくても資格確認書がありますよという周知の方法があるということであれば、そういったものも参考にしながら今後進めていきたいと思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 厚労省のホームページとかでも宣伝、資料とかいっぱい出ているんですけれども、最近出たリーフは、要するに健康保険証は発行されなくなりますと一面にどんと出て、マイナ保険証はこういうふうに登録できますよと、あとメリット・デメリットというのが書かれているんですけれども、大切なお知らせということがその後ちょこっと載っているん

で、これが本当は大事だなと思うんですけども、例えば、そういう既存のものとか利用する、これ多分7月ぐらいに出たやつだったと思うんですけども、そういうものを利用するとかしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

例えば、先ほど質問したように、個別郵送というのを考えていらっしゃるかどうかということと、あるいは、区長を通じて回覧ということもあるのかもしれないですけども、そういうような方法は考えていらっしゃるかどうかお聞きしたいと。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、9月、今月ですね、加入者情報のお知らせということで、マイナンバーカードとひも付けされていますかということで、下4桁のみを記載した形で加入者情報というのを国のほうで10月までに加入者へ出してくださいという要請がございますので、9月に発送する予定となっております。それに併せて先ほどのチラシのほうも同封することとしておりますので、あと、また、あわせまして、行政区長さんのほう通しまして、町のほうで改めて出張でマイナンバーカードの取得とか、マイナ保険証についてのこちらのほうの出張でお伺いしますということで、行政区長さん通じまして、町内会の行事の中でそういった周知のほうも努めていきたいということでも私たちのほうで考えておりますので、そういった中で考えてやらせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひお願いいたします。

今の資格情報のお知らせみたいなやつ、それは、けんぽのほうだとA4判の紙で、お話ししますと、ちょっと問い3にちょっと係るんですけども、健康保険証の記号とか、番号とか、そういうのを書かれたA4の紙というふうに協会けんぽの説明ではありますし、これはマイナ保険証がカードリーダーで全然読み込まないというときにそれを出してくださいねというやつだとは思うんですけども、これって、うちで発行する場合、資格情報を発行する場合、A4の紙になりますか。それは再発行できるものなんですか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） こちらの加入情報のお知らせというのは、さきにマイナンバーカードとひも付けの間違いがあるということで、国のほうで確認作業を進めて、4月にその作業が終わった段階で、保険証の更新時点とか、そういったときに合わせて出してくださいという要請がございます。あくまでもこの加入者情報というのは、間違いなく御自身の個人番号、

マイナンバーと保険証で持っているデータがひも付けされていますよねというようなお知らせになりますので、こちらはA4判で通知をするような形になっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。ぜひ早めに住民の方にお知らせ願いたいというふうにお願いします。

もう一つ懸念がありますけれども、制度の周知ともう一つの懸念は、資格認証書、マイナ保険証を持っていないと資格確認書発行するわけですが、この漏れがないかなど。漏れがあると無保険になってしまうので、そこら辺のチェックとか、確実な発行のための対応というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、町のほうの通常の全国保険協会とか、健保組合とかでのひも付けと町のほうでのひも付けというのは、あくまでも町はその方の情報、住民基本台帳に載っている情報を基に国民健康保険の資格を確認しておりますので、それで間違いなくその人がマイナ保険証と連携されているかというのも、そのツールの中で、国で提供されているツールの中でそれは確実に把握できるということで私たちも認識しておりますので、漏れが出るということはないと思います。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 時間も短くなってまいりまして、問いの4に、（4）のほうに移りますけれども、今回の改正に伴って短期保険証が廃止になります。167名短期保険証がいらっしゃるということで、これ実は国の資料を見ると、償還払い、今後どうなるかという、窓口で全額払って、あと自費の部分を取り除いて償還されるということに切り替わるんだよというふうになっているんです。これって、窓口で10割全額払うということ、まず困難ですよ。なので、国のほうでは、機械的にこれを進めるなというふうな指示が下りているかと思うんですけれども、町のほうではどういうふうに対応していくか教えてください。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、まず、令和6年度、現在については、今、議員御指摘の資格証、今いう資格証ですね、そういったものの発行者はお一人も今いらっしゃらな

い状況でございます。ですので、今後まず納税の相談のほうを、まず、その人それぞれに応じた形で丁寧な対応で納税を促していくということがまず第一なんですけれども、できるだけ今お話のある特別療養費、10割負担にならないような形で、町のほうの相談体制を整えながら、その人に合った形で納税のほうを進めていきたいと思っておりますので、極力そういったことがないように努めていきたいとは思っています。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 短期保険証がなくなるので、面会の機会は非常に少なくなる。ちょっと努力は必要かと思っておりますけれども、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

じゃあ、1点目の保険証については終わって、2点目、補聴器の助成についてですけれども、次年度の実施に向けて制度設計を進めていくというお話で、非常に町民の方は喜ぶというふうに思いますので、ぜひお願いしたいということで、制度設計のことで1点だけ、今現在どのような形を考えているのか、あるいは医師との相談も必要かと思うんですけれども、そこら辺の今後の準備あるいは制度設計について、お考えのことをお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、制度設計のほうは現在行っている状況でございますので、今後変更する場合もありますので、まず課題として捉えているところのみお話をさせていただければと思います。

やはり対象者の絞り込み、そして助成額の上限額、併せて実施方法、医師の診断書だったりとか、購入する店舗の制限をどのようにするか、そういったこと、併せて周知をどのように行っていくか、そういったところを今後精査した上で実施のほうに向けて調整のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 大体県内では65歳以上、そして40デシベル以上の方、あと片耳か両耳の助成という形になっている、あと医師の意見書が必要というふうになっているかと思うんですけれども、まあ、そういう方向かなというふうに思いましたけれども、名取ではアンケートも一緒に、前後の、今回の助成でどうだったか、その後どうだったかとアンケートも一緒に取っているようなので、そういうことも含めて、非常に有用かなというふうに思いますので、県内だけではなくて、いろんな取組をぜひ参考にして研究して、いい設定にしていただける、制度

にしていなければいいかなというふうに思います。住民の方は非常に期待していると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それに関しては何か答弁ありますでしょうか。答弁お願ひいたします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願ひます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

町民の方の要望といったところでは、町長の主催しております住民の懇談会、そういったものの、座談会ですね、そういったもので、高齢者福祉サービスの充実といったところで要望いただいておりますので、今回の助成事業に関しても、社会とのつながりを維持していくこと、そして健康の維持増進に努めていけるように、制度設計のほうをしっかりと進めた上で提供していけるようにしていきたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 高齢者福祉計画も、年齢が上がるごとにインドア派が増えているというデータがありました。なので、これって、補聴器、難聴を改善することによって大分変わってくるのかなというふうに思いますので、そういう点でもぜひいい設定をお願いしたいというふうに思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あしたも定刻より会議を開きますので、御参集願ひます。

御苦労さまでございました。

午後2時56分 散 会

令和6年 9月定例会会議録（ 9月3日 火曜日分）

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年9月3日

副 議 長

署名議員

署名議員